令和7年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：子育て支援の充実に関する事業の管理及び財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項　目	概　　要			
警察との連携強化事業費 【７３ページ】	【意見１】評価指標には、児童虐待情報共有件数と児童虐待死亡事例ゼロとの間の、中間成果指標についても設定すべきである。 警察との連携強化事業においては、警察との連携強化を推進するための評価指標として、児童虐待情報共有件数（累計）を設定し、令和９年度までに９２，０００ 件の共有を目標としている。また、最終成果として、児童虐待死亡事例０件を目標としている。しかしながら、情報共有件数はあくまで手段の段階に位置する指標であり、これ自体の増加が直ちに虐待死亡の減少に結びつくものではない。むしろ、共有件数は警察・自治体間の協働強化やリスクの早期把握状況を反映する「入力指標」に過ぎず、最終成果である死亡事例の減少に至る過程を測定するには、評価体系としてはそれだけでは不十分であるといえる。特に、共有件数の増加は、単に通報・相談が増えた結果である場合もあり、リスク対応の実効性そのものを示しているとは限らない。さらに、情報共有件数を指標とすることは、情報を「共有した」という形式的な行為そのものに重点が置かれ、実際に児童の安全確保や虐待の未然防止といった政策目的の達成に向けた実質的な効果が十分に測定されないおそれがある。また、児童虐待死亡事例０件の目標は最終目標としては妥当であるものの、指標としての粒度が大きいため、警察との連携強化事業の成果を把握するための指標としては十分ではない。よって、共有件数と死亡事例ゼロの間に、実際の支援行動の実施状況や安全性確保に向けた対応の実施状況を測定する「中間成果指標」についても設定することが必要であると考える。具体的には、例えば、システムを用いて警察から通告書を受理し対応を行った件数などといった、共有された情報がいかに活用され、こどもの安全確保につながったかを示す指標が求められる。これらの中間指標を設定することにより、事業の成果をより実質的に把握することが可能となり、行政評価としての説明責任の履行にも資するといえる。したがって、児童の生命を守るという最終目的を確実に達成するためには、情報共有からリスク対応に至る一連のプロセスを可視化する中間成果指標についても設定すべきであると考える。	システムによる共有件数と死亡事例の中間指標については、どのような指標が適正か引き続き検討していく。	対応中	こども安全課
警察との連携強化事業費 【７４ページ】	【意見２】児童虐待の情報共有については、児童相談所と警察とが双方向で情報を共有し連携を図ることができるような体制を構築することが望ましい。 児童虐待情報共有システムは、児童相談所と警察との間で情報の共有を図るために整備されたものであるが、システム上に蓄積されている情報の多くは児童相談所が入力したものと見受けられる。児童虐待対応においては、児童相談所と警察はそれぞれ異なる場面・異なる立場で情報を収集しているが、警察が得た児童虐待に関する情報がシステムに入力されず、児童相談所に共有されないと、それらの情報が適切に活用されないおそれがある。更なる情報共有を図るため、警察における対応状況を幅広く確実に入力してもらえるように説明する必要性がある。	県警本部人身安全対策課から各警察署に対して「児童虐待情報共有システムへの入力」について指示を行っている。	対応済み	こども安全課

監査テーマ：子育て支援の充実に関する事業の管理及び財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項　目	概　　要			
警察との連携強化事業費 【７４ページ】	【意見３】児童相談所と市町村との間の情報共有を適時・適切に図っていくため、児童虐待情報共有システムを市町村においても導入することを引き続き検討していくべきである。 児童虐待情報共有システムは、児童相談所と警察との間で虐待リスク情報を共有するためのものであり、市町村、学校、保育所等の関係機関は、当該システムに対して入力・閲覧を行うことができない。市町村から児童相談所へ情報提供がなされた場合には、児童相談所職員が内容を把握したうえでシステムに情報を入力しているが、市町村が保有する児童虐待に関する重要な情報の全てが児童相談所に適時かつ正確に伝達されるとは限らない。また、個別の事案については、電話連絡や要保護児童対策地域協議会（要対協）における協議等にて、児童相談所と市町村等の関係機関間で情報共有を行っているが、それ以外の情報については、必ずしも共有が行われているとは言えない状況にある。そのため、市町村側が把握した児童虐待に関する情報が児童相談所に反映されない、又は児童相談所が保有する同種の情報が市町村に共有されないといった可能性がある。児童虐待防止においては、初期兆候の把握や継続的な家庭状況の観察が極めて重要であり、市町村が保有する情報は、虐待リスクの早期発見に資する重要な情報源になる可能性があるため、そのような情報の共有が行われないと、重大事案の予兆を見逃すことにもなりかねない。埼玉県としては、これまでにも当システムの市町村への導入を検討してきているが、市町村で既に使用しているシステムの違い等課題がいくつかあり、導入には至っていない。児童相談所と市町村との間の情報共有を適時・適切に図っていくために、児童虐待情報共有システムの市町村への導入について引き続き検討していくことが望ましいと考える。	県内市町村の児童虐待情報共有システムへの参加は、市町村ごとに情報の管理方法が異なるといった課題が多いが、引き続き導入に向けて検討を続ける。	対応中	こども安全課
警察との連携強化事業費 【７５ページ】	【意見４】児童虐待情報共有システムについては、蓄積されている情報の積極的な活用方法及びそれを用いた児童相談所と警察の連携方法についても検討すべきである。 児童虐待情報共有システムに蓄積される情報は、あくまでこどもの状況や児童相談所の対応履歴を警察が迅速に閲覧するためのものとして存在しているにとどまり、蓄積された情報を活用し、警察と児童相談所が定期的に重点案件を協議するなどは行われていない。情報共有システムにおいては、警察において児童相談所の情報が迅速に閲覧できるようになったこと自体は一定の前進であるものの、共有された情報を活用し、児童虐待の抑止のための行動につながらなければ、重大事案の未然防止という本来の目的を達成できないおそれがある。情報が「ただ蓄積されているだけ」の状態では、児童虐待情報共有システムの活用としては不十分である。今後、蓄積されている情報の活用方法及び児童相談所と警察の連携方法についても検討し、当システムに蓄積された情報を積極的に活用し、警察と児童相談所との更なる連携を図っていくべきである。	警察と児童相談所は、児童虐待情報共有システムを活用して情報共有を図っており、重大な案件が生じた場合は、警察や児童相談所をはじめとする関係機関と連携した対応を取っている。また、警察との連絡会議、要保護児童対策地域協議会を通じて、情報共有や連携強化を図っている。	対応済み	こども安全課
警察との連携強化事業費 【７５ページ】	【意見５】県として、虐待を未然に防ぐという予防的な視点から、児童相談所と警察との連携をさらに強化し、こどもの安全を確保していくべきである。 児童相談所と警察との連携は、児童虐待情報共有システムを介した虐待情報の共有にとどまらず、実際に児童虐待を阻止したり未然に防いだりする場面において協働が不可欠であり、お互いに知見を得て虐待の未然防止に活かすために協力していくことが肝要である。児童虐待事案においては、早期の予防的介入が重要であることから、早期の段階から、児童相談所と警察が連携を行い、重要性に応じた電話相談や、場合によっては同行訪問を実施するなど、児童相談所は警察との連携をさらに強化し、こどもの安全を確保していくべきであると考える。	平素から警察と児童相談所は情報共有を図っているほか、必要により、両機関で現場臨場するなど連携した対応を取っている。また、警察との連絡会議、要保護児童対策地域協議会を通じて、情報共有や連携強化を図っている。	対応済み	こども安全課

監査テーマ：子育て支援の充実に関する事業の管理及び財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項　目	概　　要			
ＩＣＴを活用した児童相談所の業務効率化事業費【８０ページ】	【意見６】ＩＣＴを活用した児童相談所の業務効率化事業の効果を適切に評価する指標を設けるべきである。 　ＩＣＴを活用した児童相談所の業務効率化事業における評価指標を「児童虐待死亡事例０件」とする現行の設定は、最終目標としては妥当であるものの、指標としての粒度が大きいため、ＩＣＴ導入の効果を適切かつ継続的に把握するための指標としては十分ではない。児童虐待死亡事例は極めて重大かつ発生頻度の低い事案であり、ＩＣＴ活用が現場の業務効率化や質の向上にどの程度寄与したかを検証することは難しい。したがって、当事業の効果を直接測ることのできる指標についても設定すべきである。また、ＥＢＰＭ調書において、ＩＣＴを活用した児童相談所の業務効率化事業の中間成果として「働きやすい職場となる」との記載がなされているが、当該システムの導入により、働きやすい職場となったかどうかを具体的に測定する指標は設定されていない。働きやすい職場の実現は、職員の業務効率化や負担軽減と密接に関連しており、事業の効果を適切に評価する上で重要な指標であるといえる。そのため、職員アンケートや残業時間の推移、離職率の変化など、定量的及び定性的な指標を用いて効果測定を行い、測定結果を基に課題を特定、改善策を検討・実施することで、働きやすい職場づくりに向けた取組を推進すべきである。令和４年度の導入から時間が経過し、今後中間成果、最終成果の効果の測定が必要になることから、それらを適切に評価する指標を設けることが求められる。	【意見８】と合わせ、業務効率化の成果を適切に測定できる内容を指標として設定することを検討していく。	対応中	こども安全課
ＩＣＴを活用した児童相談所の業務効率化事業費【８０ページ】	【意見７】音声認識システムの児童相談所ごとの使用率を算出すべきである。 　各児童相談所における音声認識システムの活用状況について確認したところ、音声認識システムの使用回数については児童相談所ごとに集計しているものの、その使用率については把握していないということである。使用回数のみの集計では、各児童相談所が当該システムをどの程度活用しているかを相対的に評価することが困難であり、導入効果を適切に確認することができない。音声認識システムは、業務効率化及び職員負担の軽減を目的として導入したものであり、使用率の定期的な実態把握が行われなければ、十分な効果を発揮しているか、また改善を要する課題が存在するかを判断することは難しい。したがって、使用回数の集計のみならず、対象事務量等を踏まえた使用率についても算出し、児童相談所ごとの活用状況及び導入効果を測定すべきである。	児童相談所ごとの使用状況を把握できるよう、受託業者と調整を行った。活用状況及び導入効果の測定に活用していく。	対応済み	こども安全課

監査テーマ：子育て支援の充実に関する事業の管理及び財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項　目	概　　要			
ＩＣＴを活用した児童相談所の業務効率化事業費【８０ページ】	【意見８】業務時間削減効果を導入年度以降も図るとともに、当事業が残業時間の縮減に寄与しているのかも含めて、業務時間等を定量的に評価管理していくべきである。 　ＩＣＴを活用した児童相談所の業務効率化事業において、「音声認識システムを使用した場合の１ 件当たりの業務時間削減効果」の令和６年度から令和９年度までの目標値が、システム導入前後の比較を行った令和４年度実績と全て同一となっている。これについて担当課に質問したところ、削減効果は導入前後の一時点における比較で図っており、毎年変動する性質の指標ではないため、同一の数値を設定しているとの説明があった。しかしながら、ＩＣＴの導入効果は単に導入直後の比較にとどまるものではなく、運用が定着し、職員がシステムに習熟することにより、業務効率がさらに向上する場合もあれば、導入後の活用状況によっては、当初想定した効果が維持されていない可能性もあり得る。導入時点の一度きりの効果測定結果をその後の年度にわたり固定的に用いることは、実態を適切に反映しないおそれがある。導入後の検証が一時点でしか行われていない現状では、当事業による効果が持続しているのか、あるいは更なる業務効率化が図られているのか等を確認することができず、今後の改善施策や予算措置の妥当性を検証する上でも支障をきたす可能性がある。したがって、業務時間削減効果については、導入効果を固定的に扱うのではなく、定期的に実績値を測定し、運用状況の変化や職員の習熟度を踏まえた実態評価を行うべきである。さらに、当事業においては、児童相談所職員の業務量が多く、慢性的な残業により離職者が多いという課題を背景として、音声認識システムの導入により業務時間の削減効果を期待している。そのため、当事業が残業時間の縮減に寄与しているかどうかについても併せて把握することが望ましい。	【意見６】と合わせ、業務効率化の成果を適切に測定できる内容を指標として設定することを検討していく。	対応中	こども安全課
ＩＣＴを活用した児童相談所の業務効率化事業費【８１ページ】	【意見９】児童相談所職員が音声認識システムを十分に活用できるよう、必要に応じて研修方法や利用に関する支援策を工夫すべきである。 　ＩＣＴを活用した児童相談所の業務効率化事業においては、児童相談所の職員に対して、音声認識システムの操作に関する職員向け研修を実施し、その使用率向上を目指しているが、児童相談所ごとの使用回数を確認したところ、当該システムを活用しきれていないと考えられる児童相談所が存在している。これについて担当者に質問したところ、一部の職員については当該音声認識システムの利用に不慣れな職員もおり、そのような職員に対しては他の有効事例の共有を図るなどして利用を促しているとの回答を受けた。このように、当システムの利用を促進し、ＩＣＴ導入の効果を最大限に発揮させるには、研修や事例共有の実施にとどまらず、その成果を評価したうえで、職員の習熟度や利用状況に応じて研修内容を改善する、操作上の課題に対して個別支援を実施する等、必要に応じて研修方法や利用に関する支援策を工夫することが必要である。また、システムの使いづらい部分がないか職員にヒアリングし、必要に応じてシステム改修を行うことで、当システムを利用しやすいものとしていくことも重要である。したがって、当該システムの効果的な活用を図るためには、職員の習熟度や利用状況に応じて研修方法や利用に関する支援策を工夫し、児童相談所職員が当該システムを十分に活用できるようにすべきであると考える。	各児童相談所から直接本意見についての意見を聴取する機会を設定した。聴取した意見をもとに環境整備や利用方法の整備を進めていく。	対応済み	こども安全課

監査テーマ：子育て支援の充実に関する事業の管理及び財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項　目	概　　要			
ＩＣＴを活用した児童相談所の業務効率化事業費【８１ページ】	【意見１０】業務効率化のため、現状削減できていない作業の原因を分析し、改善策を講じるべきである。 児童相談所における令和４年度導入時の、システムを使用した場合の１ 件当たりの作業時間削減は、電話相談記録作成では△３３％ 、面談記録作成では△４４％、議事録作成では△６０％ の削減率にとどまっており、残りについては削減できていない作業が存在している。その内訳としては、相談記録や面談記録では、音声認識システムで文字起こしした内容を要約し、報告ベースにまとめる作業があること、また議事録については誤字脱字や内容の誤りを確認・修正する作業が残っているとのことである。このことから、システム導入による業務効率化は一定程度効果が出ているものの、依然として人手を要する作業も存在することから、削減率には改善の余地があると考えられる。ＩＣＴ導入の目的の一つである業務時間削減及び職員負担軽減を更に進めるためには、現状削減できていない作業の内容と発生要因を詳細に分析し、作業内容を見直す、当該システムにて改善すべき点があればシステム制作側に対し改善依頼を出す等して、削減率を向上させ、更なる業務効率化を図るべきである。	各児童相談所から直接本意見についての意見を聴取する機会を設定した。聴取した意見をもとに環境整備や利用方法の整備を進めていく。	対応済み	こども安全課
ＩＣＴを活用した児童相談所の業務効率化事業費【８２ページ】	【意見１１】音声認識システムの利用が、児童相談所職員間のノウハウ共有や若手職員の能力向上に寄与しているかどうかを定量的又は定性的に測定すべきである。 ＩＣＴを活用した児童相談所の業務効率化事業の目的は、音声認識システムを用いた記録作成により業務効率化を図ることと、ベテラン職員のノウハウに基づくヒアリング補助機能により若手職員の能力の底上げを図ることである。一つ目の目的である業務効率化に関しては、音声認識システム導入による作業時間削減効果測定が実施されているが、二つ目の目的である若手職員の能力向上については、具体的な効果測定が行われていない。音声認識システムは、面談や電話相談の際に役立つベテラン職員のノウハウに基づくヒアリング支援機能が付いており、経験の浅い職員でも、的確にヒアリングを実施できるようになっている。また、面談の内容が文字として記録されるため、当該面談記録内容を用いて若手職員にＯＪＴできるといったことにも役立っている。しかしながら、現状では、これらの成果を定量的又は定性的に把握する取組が行われていないため、その効果が十分に発揮されているかどうかを確認できない状況にある。したがって、音声認識システムの利用が、児童相談所の若手職員の能力向上に寄与しているかどうかについて、その測定方法についても検討した上で、当該評価指標を設定することが望ましい。	職員の能力が向上したことを定性的に把握できる測定方法について検討していく。	対応中	こども安全課
ＩＣＴを活用した児童相談所の業務効率化事業費【８２ページ】	【意見１２】児童相談所職員の育成に当たっては、これからも自らの主体的な判断やヒアリング能力の向上が図られるよう取り組み、当該音声認識システムに依存しすぎないように留意するべきである。 ＩＣＴを活用した児童相談所の業務効率化事業においては、音声認識システムの利用による児童相談所職員の業務効率化や若手職員の能力向上を目的としており、一定の成果を上げていることは評価できるが、当該システムのヒアリング補助機能に頼りすぎてしまうと、職員の主体的な判断力やヒアリング能力がかえって低下する可能性がないとはいいきれない。これまでも、若手職員に対しては研修やＯＪＴを通じ、自ら考え、状況を判断し、適切な対応を導く能力の育成が図られてきたところであるが、音声認識システムのヒアリング補助機能に常時依存してしまうと、これらの能力の維持・向上に支障を来す可能性がある。そのため、児童相談所職員の育成に当たっては、これまで通り、主体的な能力向上が図れるための研修やＯＪＴを実施し続けるとともに、当該音声認識システムの補助機能に過度に依存することなく、自らの力でヒアリングを行う能力を維持・向上できるように心がけ、訓練を積んでいくべきと考える。	児童相談所の新任職員には引き続き研修を実施するほか、業務に慣れるまでは先輩職員が調査に同行する等、システムに依存することなく業務を遂行できる能力を取得できるよう体制を継続していく。	対応済み	こども安全課

監査テーマ：子育て支援の充実に関する事業の管理及び財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項　目	概　　要			
児童相談所現地調査 【９２ページ】	【意見１３】児童虐待相談対応件数が全国平均を上回っている状況である点も踏まえ、管轄区域の人口で５０ 万人以下となるような施策が望まれる。 児童相談所の管轄区域について、児童福祉法施行令第１条の３第２項において、管轄区域内の人口は「基本としておおむね５０ 万人以下」であること。国の通知（児童相談所運営指針）においては、目安として２０ 万人から１００ 万人までの範囲。ただし、２０ 万人を下回る児童相談所の設置を妨げるものではない。）」、とされている。 管轄区域の人口について、８つの児童相談所の中で５０ 万人以下となっているものは無い。なお、目安とされている２０ 万人から１００ 万人は満たしている。）。 児童虐待相談対応件数が全国平均を上回っている状況である点も踏まえ、管轄区域の人口で５０ 万人以下となるような施策が望まれる。児童人口１，０００ 人当たり児童虐待相談対応件数は、令和５年度について、全国平均約１２．２ 件、埼玉県 全体 約１６．２ 件） なお、今後の児童相談所の設置について、県としては、１８ 歳未満人口や児童虐待相談対応件数、朝霞児童相談所開所後の状況等を見極めながら検討しているとのことである。	従来、管轄人口が１１０万人を超え、児童虐待対応においては負担の大きい地域であった所沢児童相談所と川越児童相談所の管轄地域において、新たに朝霞児童相談所を設置した。 また、県内中核市に児童相談所設置に係る意向を確認するとともに、中核市が児童相談所を設置する意義を伝えて行くなど、働きかけを続けている。	対応中	こども安全課
児童相談所現地調査 【９２ページ】	【意見１４】現時点で、川越児童相談所と草加児童相談所には、一時保護所が附設されていない。一時保護所の入所児童数が増加している要因として、後述の意見２０で指摘しているとおり、児童養護施設等の退所先を確保できないことが大きいため、まずは退所先施設の受入れ可能体制の強化に早急に取り組むことが必要である。それを踏まえた上で、この２か所への一時保護所の併設を含め、一時保護所の整備を検討することが望ましい。 県の児童相談所は、昭和２３ 年に浦和児童相談所･附設一時保護所開設に始まり、その後は、おおむね、児童相談所を開設してから附設の一時保護所を開設する、という順序で一時保護所を整備している。	川越児童相談所及び草加児童相談所への一時保護所の整備については、朝霞児童相談所を含む県全体の入所状況や児童養護施設における一時保護児童の受入体制の状況を踏まえた上で、検討していきたい。	対応中	こども安全課

監査テーマ：子育て支援の充実に関する事業の管理及び財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項　目	概　　要			
児童相談所現地調査 【９３ページ】	【意見１５】児童福祉司と児童心理司について、令和６年４月１日現在、各児童相談所で配置基準に対して実数が下回っており、配置基準の充足が望まれる。また、児童相談所において、全体として常勤職員の実数が定数を下回っている状況である。すなわち、常勤職員について、必要な人数を満たしておらず、欠員となっている。昨今の社会情勢上、採用の困難性があるとのことではあるが、定数を満たすよう採用を進めることが望まれる。 児童相談所への児童福祉司の配置は、児童福祉法第１３ 条第１項において「児童相談所に、児童福祉司を置く。」と明記され、具体的な配置数については、同法第１３ 条第２項において、「都道府県が定めるもの」とされている。本県では、「埼玉県児童福祉司及び児童心理司配置基準」を定めており、各児童相談所の管轄地域における人口や当該年度の前々事業年度における児童虐待件数等を基に配置基準における定数を算出している。 また、児童相談所への児童心理司の配置については、児童福祉法第１２ 条の３第６項において規定されており、具体的な配置数は、同第７項において、「都道府県が定めるものとする」とされている。本県では、「埼玉県児童福祉司及び児童心理司配置基準」を定めており、児童福祉司の数を２で除した数としている。 令和６年４月１日時点で、児童福祉司及び児童心理司の職員配置は各児童相談所とも基準を下回っているため、早期に配置基準を充足する必要がある。 県は欠員を課題として認識し、業務の魅力発信や受験機会拡大など対策を講じているが、引き続き、職員の確保に向けて取り組んでいくことが望まれる。 また、令和７年４月１日時点での各児童相談所の全体の常勤職員の定数および実数は、以下の通りである。 朝霞児童相談所においては、常勤職員定員９８名のところ実数は８５名、会計年度任用職員定数１８ 名のところ実数は５名、全体定数１１６名のところ実数は９０名であり、定数に対して欠員が生じており、一時保護所は４ユニット中３ユニットしか稼働できていない状態である（R7．１１月実地調査時点）。全ユニットを稼働させることができるようにすることが望ましい。	令和８年度の福祉職等に係る採用試験及び採用選考は以下を予定している。今年度は、経験者試験の受験資格が緩和されたことに加え、上級試験（早期区分）及び児童指導員職の選考が新設されたため、更なる職員の確保に努めてまいりたい。 【採用試験（福祉職・心理職）】 ・上級試験 ・経験者試験（第１回・第２回） ・上級試験（早期区分） 【採用選考】 ・児童福祉司 ・保育士 ・児童指導員 あわせて、リクルート活動や県庁インターンシップを引き続き実施し、業務の魅力発信を積極的に行っていく。今年度は、北関東や東北などの地域をターゲットとして、新たな県外大学を開拓するとともに、県外で実施される就職・転職イベントに参加し、リクルート活動を強化してまいりたい。	対応中	福祉政策課
児童相談所現地調査 【９５ページ】	【意見１６】保護者負担金については、未納がある場合、未収金の管理は各児童相談所が行っている。令和６年度末時点での保護者負担金の未納は、累積で１６，０８０ 件、１２３，７９０，６６２ 円となっている。児童の家庭の事情へ配慮しつつ、未収の金額を減らしていけるよう、管理を進めていくことが望まれる。 児童相談所において以下の措置が取られた場合に、児童が属する世帯の扶養義務者の住民税の課税状況に応じて保護者負担金が請求される。（なお、生活保護の受給世帯や母子世帯等である場合は発生しない。） ・児童養護施設や乳児院等への入所：こどもが施設で生活する場合、その養育費（食費、光熱水費、指導費等）の一部を負担する。 ・里親への委託：こどもが里親と生活する場合、その養育費（食費、光熱水費、指導費等）の一部を負担する。 ・障害児入所施設への入所：障害児福祉サービスの一環として入所する場合。 保護者負担金については、未納がある場合、未収金の管理は各児童相談所が行っている。令和６年度末で保護者負担金の未納は、累積で１６，０８０ 件、１２３，７９０，６６２ 円となっている。 児童の家庭の事情へ配慮しつつ、未納の金額を減らしていけるよう、管理を進めていくことが望まれる。	各児童相談所に対して保護者負担金の徴収管理を徹底するよう改めて周知した。	対応済み	こども安全課

監査テーマ：子育て支援の充実に関する事業の管理及び財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項　目	概　　要			
児童相談所現地調査 【９６ページ】	【意見１７】一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和６年内閣府令２７ 号）にて定められる設備に関する基準について、充足するよう施策を行うことが望まれる。 令和６年４月から一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和６年内閣府令２７号）が施行され、「居室の原則個室化」や「一人当たりの面積拡大（８㎡以上）」が定められた。 同基準にて定められている設備に関する次の事項について、充足するよう施策を行うことが望まれる。 ・学齢児童の居室の定員は４人以下とし、その面積は、１人につき４．９５４．９５㎡以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の定員は６人以下とし、その面積は、１人につき３．３３．３㎡以上とすること（第１５ 条１項４号） →中央・南・所沢・越谷児相について、 （面積）集団で生活する居室が基準未満 （定員）一部の居室が超過（乳幼児８人、学齢児童４人） ・学齢児童の居室の定員は、１人となるように努めるとともに、その面積は、８㎡以上となるよう努めなければならない。 →中央・南・所沢・越谷について、定員４人の居室が基本となっている。（一部個室あり） ・ユニットを整備するよう努めなければならない。 →中央・南・所沢・越谷について、ユニット化されていない。	令和７年度に中央児童相談所一時保護所の建て替えに向けた解体・建設工事を行うとともに、所沢児童相談所一時保護所の建て替えに向けた仮設一時保護所の設計を行っている。今後、他の児相においても基準に適合した施設とするため、計画的に整備することを検討していく。	対応中	こども安全課
児童相談所現地調査 【９６ページ】	【意見１８】児童相談所で使用するデジタルカメラ、ビデオカメラ、IC レコーダー、携帯電話等の消耗品について、施設の性質上、個人情報保護の観点から特に慎重に管理が必要であるため、各児童相談所において統一的に適切な管理体制を徹底することが望まれる 「消耗品管理指針（平成２９ 年４月１日改正、埼玉県会計管理課長）」では、消耗品に区分される物品のうち、特にデジタルカメラ、ビデオカメラ、IC レコーダー、携帯電話等の物品について、亡失等による県有財産損失の防止を図るために、所属ごとの判断でラベル等による表示や消耗品管理簿の備付けなど適正な管理に務めるよう示している。 児童相談所で使用されるこれらの物品については、児童等の個人情報を扱う性質上、特に管理に注意が必要であり、紛失を防ぐため重点的な管理が必要と思料する。 しかしながら、現地調査を行った中央児童相談所および所沢児童相談所において、以下のような状況が確認された。 ・中央児童相談所：デジタルカメラ、携帯、ビデオカメラ等の物品について、消耗品管理簿が整備されていなかった。 ・所沢児童相談所：IC レコーダーの管理に際し、消耗品使用記録簿を設けているが、往査当日に使用記録簿を確認したところ、返却日の記載漏れが１箇所見つかった。 したがって、デジタルカメラ、ビデオカメラ、IC レコーダー、携帯電話等の消耗品について、紛失防止のため適切な管理を徹底するとともに、消耗品使用簿の整備など重点的な管理対象とするよう、各児童相談所において統一的な対応が望まれる。	消耗品管理簿を備え付けるとともに、総務担当で出納を管理し、職員が持ち出す際と返却する際の記入と同時に総務担当の確認を記入するルールを周知徹底する。	対応済み	こども安全課

監査テーマ：子育て支援の充実に関する事業の管理及び財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項　目	概　　要			
児童相談所現地調査 【９８ページ】	【意見１９】各児童相談所において、安全確認担当、虐待担当、相談指導担当の時間外業務が多い傾向にあり、さらに担当者間で差が大きい場合も見受けられるため、業務量の平準化に向けた施策が望まれる。 各児童相談所の担当は、総務担当、心理相談担当、家族・自立支援担当、保護担当、虐待相談指導担当、安全確認・市町村支援担当、里親推進担当、心理支援担当等に分かれている。 各児童相談所とも、これらの担当のうち、安全確認、虐待、相談指導担当の時間外業務多い傾向にあり、またその中でも担当者によって長短の差が大きい場合がある。各児童相談所とも配置の再考慮で調整を図っていくとのことではあるが、平準化に向けた施策が望まれる。	各児童相談所で時間外の縮減に取り組み、担当間の差がなくなるように努めつつ、不足している職員定数を充足するため、職員の採用活動に注力して職員数の確保を目指す。 また、やむを得ない不足分については、会計年度任用職員を活用するなどにより、負担の軽減を図ってまいりたい。	対応済み	こども安全課
児童相談所現地調査 【１０１ページ】	【意見２０】一時保護施設では、入所児童について２か月以内の退所を前提としているところ、入所期間が長期間に及んでいる児童もいるとのことである。退所先の確保が出来ない原因の一つに、児童養護施設等の入所可能枠が十分に確保できていないことが挙げられるため、職員確保の支援等、施設の受け入れ可能体制の強化に取り組むべきである。	児童養護施設等の職員に対する家賃補助や、将来的な児童指導員等の確保のための無資格者雇用に係る人件費補助を行った。	対応済み	こども安全課
児童相談所現地調査 【１０４ページ】	【意見２１】児童の受け入れピーク時や育休・産休中の職員がいる場合、国が定める職員配置基準を下回る恐れがある。入所児童に適切に対応ができるよう、職員数の確保に努めるべきである。 中央児童相談所は定員３０人に対し、令和６年度の１日平均児童数は３３．７人、入所率は１１１．３％となっている。「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」（令和６年内閣府令２７号）により、一時保護所の職員配置の基準が示されており、児童指導員及び保育士は入所児童の年齢や人数に応じて配置することとされている。 中央児童相談所では、定員３０ 名に対して基準より余裕を持って人員が配置されているものの、育休・産休中の職員がいる場合や児童受け入れのピーク時には、一時的に配置基準を下回る恐れがある。 児童数のピーク時や職員の法定休業等の可能性も考慮し、育休・産休中の職員がいる場合には早期の補充を図るなど、どのような状況であっても入所児童に適切に対応ができるよう、必要な職員数の確保に努めるべきである。	児童指導員及び保育士の確保については、上記のとおりである。 上記に加え、育休等の事由が発生した場合には、各児童相談所において、育児休業等代替職員の確保に努め、早期補充を図ってまいりたい。	対応中	福祉政策課
児童相談所現地調査 【１０５ページ】	【意見２２】所沢児童相談所の一時保護所に設置されているバスケットボールゴールについては、「学校安全点検の手引き」の安全点検表を参考にする等して適切に安全管理に取組むべきである 所沢児童相談所の一時保護所に設置されているバスケットボールゴールについては平成６年１０月１４日から使用に供されている。 一時保護所に設置するバスケットボールゴール等の遊具については、点検の実施等に関する直接の規制はないものの、学校保健安全法施行規則第２８条では、学校施設の安全点検について、「学校においては、毎学期少なくとも一回、学校施設の安全点検を行うものとする」と定められている。一時保護所に設置されているバスケットボールゴールは、学校と同様に児童が使用する設備であるため、これに準じた安全性確保のための取組を行うべきである。埼玉県教育委員会の「学校安全点検の手引き」の安全点検表を参考にするなどして、適切に安全管理に取り組むことが望ましいと考える。	令和８年４月から、埼玉県教育委員会の「学校安全点検の手引き」の安全点検表の点検項目に沿って、令和８年４月から４か月に１度点検し、必要があれば修繕等の対応を行うこととした。第１回目の点検を４月１３日に実施した。	対応済み	所沢児童相談所

監査テーマ：子育て支援の充実に関する事業の管理及び財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項　目	概　　要			
児童相談所現地調査 【１０６ページ】	【意見２３】越谷児童相談所のタブレット端末（令和３年配布）について、有効活用を図るべきである。 越谷児童相談所の備品のうち、令和３年２月、こども安全課から各児童相談所に配布されたタブレット端末は、コロナ禍の初期に、一時保護所における感染拡大の防止のため国庫補助金（財源：国１０１０／１０１０）を活用して緊急で導入したものである。 当初の使用用途としては、１新型コロナウイルス感染症対策として、入所児童の学習機会の確保、２学校で行うオンライン授業の視聴及び学習補助としての学習動画の視聴など（無料の学習講座、実験動画など）、３Microsoft Office（エクセル、ワードなど）の使用方法の習得やタイピングの練習への活用することが想定されていた。コロナ禍において、越谷児童相談所では、実際にインターネットに接続して学習時間や自由時間に児童が一人で分からないことを調べてもらうことを目的に活用したりするなど、対面学習の補完として活用できていたとのことである。 しかし、一時保護所には学習に困難を抱える児童も多く、通常の学校と異なりタブレットを活用した学習は容易ではない実態がある。コロナ禍終息後は対面中心の学習指導が主となり、タブレット使用の必要性は低下している。 また、端末の台数が限られていることから、学習にタブレットを効果的に使用するに当たり、どのようなサービスを利用するかなどの検討に時間を要している状況である。 したがって、当初の目的は一定程度達成したところであるが、今後の活用方法について方針を明確にし、有効活用するべきである。	Wi-Fiが接続されてしまうと外部と連絡が取れてしまうため、これが使えないようにした上で、学習ソフトを入れて、希望する児童が使用することができるようにする。	対応済み	越谷児童相談所
一時保護所環境改善・機能強化推進事業 【１０９ページ】	【意見２４】建物の解体における入札に際しては、解体業者が工法を正しく認識していないことが一因となり入札価格を過小に見積もるケースが見られる。特に、発注図面でアスベストの撤去方法を示している場合であっても、参考数量書にも明確に記載することで、スムーズかつ効果的な入札につなげることが望まれる。 令和７年度に実施された解体工事の初回入札では、落札者の入札価格が調査基準価格と最低制限価格との間であったため、該当業者が入札を辞退した。その後、県が内容を確認すると、県作成の図面に記載されたアスベストの撤去方法を採用していないことが判明した。 本件入札においては、県はアスベストの撤去方法を発注図面で示していたが、業者が見落としてしまった可能性がある。そのため、発注図面でアスベストの撤去方法を示している場合であっても、参考数量書にも明確に記載することで、スムーズかつ効果的な入札につなげることが望まれる。	解体工事の入札については、２回目の入札で契約業者が決定し、令和７年９月に契約締結をした。そのほかの建設工事における入札においても不調不落は無く、本工事における必要な業務は令和７年３月までに契約を締結した。	対応済み	こども安全課
朝霞児童相談所（仮称）・一時保護所整備費（継続事業第２年次支出額） 【１１０ページ】	【意見２５】業者が決まらず、弁当対応の時期があったため、業者選定は早めに実施することが望ましい。 一時保護所については、４月及び５月を準備期間とし、６月から稼働を開始したが、給食の業者が決まらなかったために、入所児童の食事については、６月から８月まで給食ではなく弁当での対応となった。 ６月から８月まで給食ではなく弁当での対応となったことの原因は、昨今の人件費や食材の高騰により、予定価格と最低基準価格の間の入札が無かったことによる、とのことであった。 ９月からは業者が決まり給食室も稼働できたとのことではあるが、上述のとおり、業者選定は早めに実施することが望ましい。	給食調理業務委託は業者選定を２月に実施しており、入札が不調となっても適切な時期に契約を締結できるようにした。	対応済み	こども安全課

監査テーマ：子育て支援の充実に関する事業の管理及び財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項　目	概　　要			
子供と家庭電話相談事業費 【１１８ページ】	【意見２６】利用者にとって電話がつながりやすい環境を整えるためにも、電話がかかりにくい時間やかかりやすい時間をウェブサイト等に掲示することが望ましい。 電話応対時間は１０ 時半～１８ 時で会計年度任用職員７名が各週３日勤務で対応している。電話がかかってくるのが多い時間帯は把握していると思われるため、その実態に応じて電話がかかりやすい時間や電話がかかりにくい時間を掲載した方が、利用者にとっても利用しやすくなるほか、電話応対者にとっても、業務環境の向上に役立つと思われる。現状では、電話がかかってこない時間にも、電話応対記録を作成している他、他の電話応対者の応対記録の把握や、他の電話応対者との情報共有を行っている。電話応対時間がある程度調整できれば、より効率的な業務につながると思われる。	令和８年４月１日にホームページを更新し、「午前中が比較的お電話が繋がりやすいです。」と記載した。	対応済み	こども安全課
子供の意見表明等推進事業 【１４６ページ】	【意見２７】当事業について、児童養護施設一時保護施設にも業務拡大していく見込みであることから、業務内容を見直す、人員の増加を図るなどの対応を行うことが望ましい。 現状、児童相談所一時保護所６か所に対して、月２回ずつ、計月１２日現地を訪問している。現地訪問の場合、ほぼ一日出張となる。現状の人員体制では対応しきれないため、週３日は会計年度職員が担当するようにしたものの、週３日では全ての現地を回れないため、当事業の職員がいくか、福祉部こども安全課から応援を頼んで対応しているという状況である。 なお、福祉部こども安全課児童権利擁護担当では、子供と家庭電話相談事業費、子供の権利擁護事業費、子供の意見表明等推進事業の３事業について職員２名で対応しているが、特に子供の意見表明等推進事業は業務量が多い状況であり、全体的に業務過多となっている。アドボケイドの活動を今後もっと広げていこうということになっているが、現状業務で手一杯の状況であり、やりたいことがあってもできない状況である。 新規事業開始時の人員増員要求も行っていたところであるが、認められない状況であった。月１２回の児童相談所一時保護所への訪問により内部業務にも支障をきたしている状況である。 今後は、令和７年度中にも児童養護施設一時保護施設にもこどもの意見表明等推進事業を広げていく方針であるが、予算的にも人員的にも厳しいのが現状である。また、部会の議事録作成などの業務が一部滞っているほか、アドボケイト活動の記録整理や分析までにも手が回らない状況でもある。 当事業はこどもの権利を確保する上でも極めて重要な事業であるため、既存の業務内容を見直し重複した業務があれば見直す、あるいは人員の増加を図ることが望ましい。	令和８年度組織定数要求にあたり、児童権利擁護担当に常勤職員１名の増員要求を行ったが配置されなかった。会計年度任用職員については、令和７年度は週３日勤務の会計年度任用職員が配置されていたが、令和８年４月から週４日勤務の会計年度任用職員を配置した。	対応済み	こども安全課
子供の意見表明等推進事業 【１４７ページ】	【意見２８】個別面談の内容を例えば１年ごとなど定期的に整理し傾向や課題を把握することにより、中長期的に対応すべき事項の有無を検討することが望ましい。 制度開始からの期間が短い現状においては、個別面談を行い、その結果を踏まえて、一時保護所、保護者、相談者などの関係者に適時適切に情報を伝えるなど対応することが重要であり、この点は問題なく行われているところである。他方で、個別面談の内容を整理・分析することで、共通する課題を把握し、解決につなげることも期待される。したがって、一時的な個別対応に留まらず、全体として対応すべき事項がないか、例えば１年ごとに定期的に個別面談の内容を分析・検討することが有益と思われる。	事業開始から現在までの１年半は、対象施設数および面談児童数の拡大に注力し、アドボケイト活動実施施設数や、面談・集団活動を通じてアドボケイトと触れ合う子どもの数を順調に増加させてきた。また、児童相談所一時保護所等の対象施設関係者に対して、アドボケイトの役割を理解いただき、活動への協力を十分に得ることができたことは、大きな成果である。 今後は、これまでの活動基盤を活かし、個別面談記録の内容を定期的に整理・分析することで、共通する課題の把握や解決に努める。また、意思表明がなされた場合の対応状況も適切に把握し、これらの情報を事業関係者間で共有していくことで、全体として対応すべき課題の検討と、アドボケイト事業のさらなる充実を図っていく。	対応中	こども安全課

監査テーマ：子育て支援の充実に関する事業の管理及び財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項　目	概　　要			
児童虐待対策 【１５０ページ】	【意見２９】中長期的には虐待が発生しないよう、県民に対して繰り返し継続的に、虐待は許されない行為であると、教育・啓発を行うことが望ましい。 児童相談所における児童虐待相談対応件数は、埼玉県が、東京都、大阪府に次いで件数が多い状況である。これは、虐待が疑われる案件が適切に通告され、児童相談所が保護措置を講じている結果とも言える。したがって、件数が多いこと自体直ちに、重大な問題とは言えない（虐待案件が漏れなく虐待として把握されることが最も重要であり、虐待が通告されずに潜在化することが最も問題である。）。しかしながら、件数を減少させるための取組は必要であり、中長期的には、虐待は許されない行為であることを、学校や家庭での教育と啓発と継続的に繰り返し実施し、また、県の広報紙やＳＮＳ、イベント等を通じて県民全体に広く働き掛けることが望ましい。	児童虐待への支援や対策が効果的に実施されていくためには、広く県民の理解を深めることが不可欠である。 県では、オレンジリボンキャンペーンなどを通じてその浸透を図っており、県内のプロスポーツチームと連携した啓発動画を県の公式ＳＮＳやYouTubeで配信しているほか、県内プロスポーツチームの試合会場での啓発グッズの配布活動や、ポスターやチラシを学校や協賛企業などに配布するといった活動を実施し、広く働きかけを行っている。	対応済み	こども安全課
里親制度 【１５２ページ】	【意見３０】里親への委託率が低い現状を踏まえ、県民に対して広報紙のほか、ＬＩＮＥやＳＮＳ等を活用して里親制度への関心を高める周知活動を行うことが望ましい。 里親制度に関する理解促進を目的としたウェブサイトが開設されているが、里親数が依然として少ない状況であることから、埼玉県のＳＮＳや教育施設、公共機関、市町村役場など多様な場での周知をより充実させることが考えられる。	令和７年度は、里親月間※である１０月に県広報紙に里親制度を紹介する記事を掲載した。また、県公式ＬＩＮＥ、ＳＮＳで里親へのインタビュー記事を紹介したところ、１日に約２，０００件のアクセスがあった。 県の里親ホームページ「埼玉さとおやこども広場」へのリンクや記事を県公式ＬＩＮＥ、ＳＮＳに掲載したほか、県内各市町村へホームページへのリンク掲載を依頼した。また、ホームページにつながる二次元コードを掲載したチラシやノベルティを作成し、スポーツイベント等で配布している。 ※　毎年１０月は、「里親月間」に位置付けられており、こども家庭庁をはじめ都道府県では月間に合わせ、里親制度への理解を進め、里親等委託を推進するための集中的な広報啓発を実施している。	対応済み	こども安全課
多子世帯保育料無償化支援事業 【１５７ページ】	【意見３１】市町村からの補助金申請が正しく行われていることを担保するために、市町村からの補助金申請で誤りが生じやすい箇所について重点的かつ慎重に確認を行うことが望ましい。 当該事業の対象となる要件は、各市町村が保有する個人情報に基づき各市町村が確認し、県は市町村が要件確認をした上での補助金申請を求めており、対象者ごとの要件確認はしていないとのことであった。県の補助金等の交付手続等に関する規則第５条には、「知事は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか等を調査し、当該申請に係る補助金等を交付すべきものと認めたときは、すみやかに補助金等の交付を決定するものとする。」と規定されており、状況に応じて県も申請に関する現地調査等を行うことができることになっている。対象要件の詳細な確認は各市町村が責務を負っていると考えられるが、当該事業は予算規模が比較的大きく、県も補助金を交付している以上、正しく補助金が交付されていることを担保するために、市町村からの補助金申請で誤りが生じやすい箇所について重点的かつ慎重に確認を行うことが望ましいと考える。	市町村から提出を受けた交付申請・実績報告については、誤りが生じやすい箇所を含め疑義照会を実施しており、適切に審査している。	対応済み	こども支援課

監査テーマ：子育て支援の充実に関する事業の管理及び財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項　目	概　　要			
保育士奨学金返済支援事業 【１６８ページ】	【意見３２】埼玉県は、保育士奨学金返済支援事業による支援が対象者に広く行きわたるように、市町村に対して働き掛けを行い、執行率の向上を図るべきである。 保育士奨学金返済支援事業の予算額については、当事業を実施している市町村に対して対象人数を基に算定された所要額調査を実施し決定しているが、令和６年度の対象人数は４３０人、予算額は４０，３９２千円であるのに対して、実際の決算額は５，７４４千円にとどまり、執行率は約１４％と極めて低い水準となっている。当事業の実施主体は市町村であることから、対象者は市町村へ申請し、市町村を通じて県に交付申請が行われる仕組みとなっている。当該事業の目的は、県内保育所等に新たに勤務する保育士に対し、奨学金返済に係る費用の一部を補助することにより、保育士の確保および処遇改善を図ることである。しかしながら、執行率が非常に低い現状は、支援対象者４３０ 人のうち大部分が当該支援を受けていないことを示しており、事業の目的を十分に達成できているとは言えない。県としては、計上した予算が有効に活用されるよう、市町村に対し制度の周知や、予算の執行率が低い要因について市町村にヒアリング等を実施し、申請促進に向けた取組を依頼するなど、執行率の向上に向けた対応を図る必要がある。	令和５年度より、市長会等において、知事より直接市町村長へ制度の周知・実施を依頼している。 また、令和８年４月、事業未実施市町村及び本事業の利用者に対してそれぞれにアンケートを実施しているところであり、今後の制度改善等に繋げていく。	対応済み	こども支援課
保育士奨学金返済支援事業 【１６８ページ】	【意見３３】保育士奨学金返済支援事業の認知度を向上させ、支援対象者に確実に情報が届くように、今後も、ウェブサイト掲載やＳＮＳ活用、養成校・保育施設を通じた広範な周知活動など、埼玉県主導による積極的な情報発信体制を引き続き強化すべきである。 保育士奨学金返済支援事業は、保育人材の確保を目的とする重要な施策であるにもかかわらず、令和６年度の予算額４０，３９２ 千円に対し、決算額は５，７４４ 千円にとどまっている。このような状況は、制度の潜在的対象者に対して十分に情報が行き渡っていない、すなわち認知度の不足が要因の一つであると考えられる。当事業の実施主体は市町村であるが、県としても当該事業に予算を投じており、保育士の確保及び定着は埼玉県として解決すべき重要課題であることから、当事業の認知度向上のため、埼玉県としても、自ら積極的に当事業の周知活動を行っていく必要がある。具体的には、埼玉県として、県のウェブサイトに掲載することのみならず、ＳＮＳ等を活用した広報活動、保育士養成校や保育所・認定こども園等を通じた広範かつ積極的な情報提供を行うことが必要である。県はすでに認知度の向上のため、市町村や保育園等への働き掛けを実施しているところではあるが、当事業の趣旨を十分に実現するため、県としての周知体制を引き続き強化し、制度を必要とする対象者に確実に情報が届く環境を整備していくことが望ましい。制度の存在を知らぬまま利用機会が失われることのないよう、県主導の積極的な情報発信が強く求められる。	令和５年度より、市長会等において、知事より直接市町村長へ制度の周知・実施を依頼している。 また、引き続き担当者会議等を通じた市町村への周知、保育士養成校へのパンフレット配布等を続けていく他、事業実施市町村に対し、市町村広報やＳＮＳ等への掲載を依頼する等、幅広く周知を行うことを検討する。	対応中	こども支援課

監査テーマ：子育て支援の充実に関する事業の管理及び財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項　目	概　　要			
保育士奨学金返済支援事業 【１６９ページ】	【意見３４】埼玉県は、保育士奨学金返済支援事業を未実施の市町村に対し、財政的支援や制度の意義の説明等を通じて事業実施を働き掛け、埼玉県内全域で事業が展開される体制を整えるべきである。 保育士奨学金返済支援事業は、市町村が実施主体となり、県がその経費の二分の一を補助する仕組みとなっている。しかしながら、県内で当該事業を実施している市町村は１１ 市町村にとどまり、それ以外の多くの市町村においては財政上の理由等により事業が実施されていない。 当該事業の目的は、本来、保育士の確保および処遇改善を図り、ひいては保育サービスの安定供給に寄与することである。しかし、事業を実施しない市町村が存在する限り、県全体としての政策効果は限定的とならざるを得ない。 加えて、同一県内でありながら、居住地・勤務地の違いによって支援の有無が生じていることは、制度の公平性を著しく損なうものである。この事業の実施格差を放置することは、政策目的の達成を妨げるだけでなく、県民に対する公平性の観点からも適切ではない。県が主導的役割を果たし、県内全域での事業実施を促進すべきである。 したがって、県は、当該事業を未実施の市町村に対し、制度の意義の説明を行い、事業実施を積極的に働き掛けることで、全ての市町村で当該事業が実施される体制を整えるべきである。そのうえで、実施市町村が増加していかない場合には、支援対象者に対して埼玉県が直接補助を行えるような仕組みを検討することも必要になると考える。	令和５年度より、市長会等において、知事より直接市町村長へ制度の周知・実施を依頼しており、引き続き県内全域での事業実施に向け体制を整えていく。 また、令和８年４月、事業未実施市町村及び本事業の利用者に対してそれぞれにアンケートを実施しているところであり、今後の制度改善等に繋げていく。	対応済み	こども支援課
保育士奨学金返済支援事業 【１６９ページ】	【意見３５】保育士奨学金返済支援事業の事業効果を正確に把握するため、今後も継続的かつ体系的な効果測定を実施すべきである。 保育士奨学金返済支援事業は、令和５年度に開始した事業であり、現時点では効果測定が始まったばかりである。令和５年度における県全体の採用者のうち、入職から２年以内に離職した者の割合が３６．６％であるのに対し、当該年度に支援を受けた保育士については離職者がいなかったとのことである。このことは、当該事業が保育士の継続勤務促進や離職防止に一定程度の成果を上げている可能性を示しており、政策目的に一定の効果が期待できる状況である。 一方で、当該事業の効果を確実に把握し、今後の事業改善や施策展開に活かすためには、継続的かつ体系的な効果測定の実施が不可欠である。具体的には、支援対象者と非対象者との離職率比較、継続勤続年数の分析など、定量的又は定性的な指標を用いた評価が求められる。 効果測定を行わなければ、当該事業が実際に保育士の定着促進に寄与しているかどうかを検証することができず、政策判断の妥当性も担保されない。したがって、今後も、当該事業による保育士の継続勤続状況や離職率に与える影響を、定期的かつ体系的に測定し、その結果を基に事業内容や運営方法の改善に反映させる体制を維持すべきである。効果の有無を客観的に把握することは、限られた財源を有効に活用し、保育士確保および定着支援策の実効性を高める上で不可欠であると考える。	制度開始当初より、支援対象者と非対象者の離職率比較や、継続勤続比較は可能な仕組みとなっており、事業の効果検証を行っている。 また、アンケート調査による事業の見直しを随時実施していく。	対応済み	こども支援課

監査テーマ：子育て支援の充実に関する事業の管理及び財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項　目	概　　要			
保育士奨学金返済支援事業 【１７０ページ】	【意見３６】保育士奨学金返済支援事業における補助基準額及び補助期間の妥当性を検証し、必要に応じて補助基準額の見直しを行うべきである。 保育士奨学金返済支援事業の補助基準額及び補助期間は、年間１８万円、期間５年、合計９０万円と設定されている。これは、独立行政法人日本学生支援機構のアンケート調査データに基づくものであり、一定の信頼性はあるが、実際に埼玉県の保育士奨学金返済支援事業の制度を利用する保育士の奨学金返済額と乖離している可能性があると考えられる。当該事業の目的は、保育士の経済的負担を軽減し、保育士の確保及び定着を促すことである。この趣旨に照らせば、適切な補助基準額を客観的に検証し、補助基準額及び期間を決定することが望ましい。そのため、実際に当制度を利用し補助金を受給している保育士に対して、奨学金の返済金額及び返済期間についてのヒアリングを行うなど、当事業で設定した補助基準額及び期間が適切かどうかを改めて検証し、必要に応じて補助基準額の見直しを行うことが望ましい。	日本学生支援機構の調査によると、学生１人あたりの平均奨学金貸与額は年額４３５，０００円であり、２年間修学して保育士資格を取得するには、約９０万円の奨学金を借りると考えられる。 また、奨学金の平均返還額は月額約１５，０００円であったため、９０万円を返済する期間として最長５年間としている。なお、当該補助制度を利用している者に対しては、令和８年４月にアンケートを実施しており、当該アンケート結果を踏まえるなどし、必要に応じて補助基準額等の見直しを検討していく。	対応済み	こども支援課
保育士奨学金返済支援事業 【１７０ページ】	【意見３７】保育士奨学金返済支援事業の補助期間の終了後に保育士が離職することがないよう、補助期間終了後も長く働いてもらえるような職場環境づくりを進めていくとともに、勤務継続に結びつくインセンティブを当事業に加えるなどの工夫についても検討すべきである。 保育士奨学金返済支援事業は、支援対象者が補助金の交付期間中に勤務していれば利用できる仕組みであることから、補助金の交付終了後に保育士を離職する可能性がある。 そのため、保育士確保及び定着の観点から、奨学金返済支援後に離職することのないよう、補助期間終了後も長く働いてもらえるような職場環境づくりを進めていくべきである。そのうえで、例えば、勤務継続に結びつくようなインセンティブを当該事業に加えるなどの工夫についても検討することが望ましいと考える。	当事業を含む直接保育士に届く支援と併せ、保育補助者等の雇上費用の補助や、保育所等のICT化の推進等の勤務環境改善の取組等により、補助期間終了後も保育士が離職することのないよう支援を行っていく。	対応済み	こども支援課
こどもの居場所づくり支援事業費 【１８２ページ】	【意見３８】本事業の直接的な効果を測定する中間アウトカム指標が未整備であり、成果と事業手段との因果関係を明確にすることが望まれる。 本事業における現行の成果指標は、埼玉県５か年計画に掲げられた「こどもの居場所８００か所」という県全体のマクロ指標が事実上のアウトカム指標となっている。しかしながら、この指標は本事業単体の取組による効果を直接的に示すものではなく、地域団体の自主的活動や国の制度、自治体独自施策等、複数の要因の影響を受けるものである。 そのため、こどもの居場所数が増加している事実は確認できるものの、その増加が本事業の実施によってどの程度もたらされたのかを定量的に把握することは困難であり、成果と事業手段との因果関係を特定できない構造となっている。今後は、フェア参加後の相談・行動変化、アドバイザー派遣後の設立到達状況、マッチング成立や課題解決に至った件数等、事業介入と直接結び付く中間アウトカム指標を設定することにより、本事業の実効性をより的確に評価できる体制を整備することが望まれる。	埼玉県こども・若者計画（令和７年度～令和１１年度）では、こどもの居場所等地域ネットワークのある市町村数を６３市町村として指標設定している。今後はマクロ指標をこちらに見据えつつ、御意見を踏まえ、直接的な指標を検討していく。	対応中	こども支援課

監査テーマ：子育て支援の充実に関する事業の管理及び財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項　目	概　　要			
こどもの居場所づくり支援事業費 【１８３ページ】	【意見３９】「こども応援ネットワーク埼玉」ポータルサイトのアクセス解析結果が十分に活用されておらず、運用改善につながるPDCAサイクルが明確になっていない。 「こども応援ネットワーク埼玉」ポータルサイトにおいては、アクセス数、ページビュー、地域別アクセス状況、曜日別の利用傾向等のデータが取得され、県へ報告されている点は評価できる。一方で、これらのデータは主として把握・報告にとどまっており、明確な目標設定や運営改善に十分に活用されているとは言い難い状況にある。 アクセス解析を活用することで、利用頻度の高い機能や地域別の情報ニーズ、マッチング掲示板が利用されない要因、相談が集中しやすい時間帯など、多くの示唆を得ることが可能である。 現状では、こうした分析結果を踏まえた改善の仕組みが明確化されていないため、ポータルサイトが有する潜在的な機能を十分に活かしきれていない。今後は、アクセス指標に目標値を設定し、分析結果を基に改善策を講じるPDCA サイクルを明確に構築することが求められる。	御意見を踏まえ取組を検討する。	対応中	こども支援課
こどもの居場所づくり支援事業費 【１８３ページ】	【意見４０】アドバイザー派遣による支援が点的・短期的にとどまり、立ち上げ後の運営段階を含めた伴走支援が十分ではない。 本事業では、こどもの居場所を新たに立ち上げようとする団体に対し、「こどもの居場所づくりアドバイザー」を最大２回まで派遣する仕組みが設けられている。限られた予算の中で多くの団体に支援機会を提供するという観点からは合理的であり、３E の観点から一定の評価は可能である。 一方で、利用者アンケート等では、派遣回数が限られていることにより、立ち上げ後の運営上の課題や細かな疑問点について、継続的に相談できる体制が不足しているとの声が寄せられている。 こどもの居場所の運営は、設立段階のみならず、開設後の運営体制の安定化や地域連携、資金・人材確保といった中長期的な課題が生じやすく、短期的な支援のみでは十分に対応できない局面がある。 そのため、アドバイザー派遣回数の単純な増加にとどまらず、立ち上げ前・立ち上げ直後・運営安定期といったフェーズに応じた伴走支援モデルを県として整理・設計し、ナレッジ共有やオンライン相談等を組み合わせた持続的な支援環境を整備することが望まれる。	埼玉県こども・若者計画（令和７年度～令和１１年度）では、こどもの居場所等地域ネットワークのある市町村数を６３市町村として指標設定している。 これは、地域のこどもの居場所運営団体のほか、市町村、社会福祉協議会や支援企業等で構成され、ネットワーク内での情報交換をはじめ。スケールメリットを生かした効率的な物資の受けれ、輸送、保管場所などを地域で行う、いわばこども支援の地産地消を進めるプラットフォーム組織である。 このネットワークの構築を推進していくことで、地域の課題は地域で解決できる仕組みを構築している。 加えてポータルサイト内のマッチング掲示板の活用や、活動で直面した課題に合わせて参照することができる解説資料の作成を進めている。	対応中	こども支援課
こどもの居場所づくり支援事業費 【１８４ページ】	【意見４１】地域ネットワーク指標と本事業の目的・役割との対応関係が不明確であり、事業の位置付けを整理することが望まれる。 埼玉県こども・若者計画では、成果指標として「こどもの居場所等地域ネットワークのある市町村数」が掲げられているが、当該指標の達成に向けて、どの事業がどのように寄与するのかについては、必ずしも明確に整理されていない。 監査人が実施した居場所団体へのヒアリングにおいては、行政と居場所団体との間で専門用語や価値観の違いにより意思疎通が十分に図れないケースがあるとの指摘があり、現場からは「行政と居場所団体の間をつなぐ翻訳者（橋渡し役）」となる存在が必要との声が上がっている。こうした調整機能を有する地域ネットワークの形成は、居場所の量的拡大のみならず、質や継続可能性を高める上でも重要な課題である。 現状では、地域ネットワーク形成を直接的に担う事業の位置付けが不明確であることから、地域ネットワークを扱う本事業において、事業目的や役割を明確に定義し、アドバイザー派遣やフェア、ポータルサイト運営といった既存施策を、ネットワーク形成・調整機能の強化という視点で体系的に再整理することが望まれる。	埼玉県こども・若者計画（令和７年度～令和１１年度）では、こどもの居場所等地域ネットワークのある市町村数を６３市町村として指標設定している。 これは、地域のこどもの居場所運営団体のほか、市町村、社会福祉協議会や支援企業等で構成され、ネットワーク内での情報交換をはじめ、スケールメリットを生かした効率的な物資の受け入れ、輸送、保管場所などを地域で行う、いわばこども支援の地産地消を進めるプラットフォーム組織である。 既存施策の再整理については、御意見を踏まえ検討する。	対応中	こども支援課

監査テーマ：子育て支援の充実に関する事業の管理及び財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項　目	概　　要			
こどもの居場所づくり支援事業費 【１８４ページ】	【意見４２】こどもの居場所について、数字上の目標である８００か所以上（令和１１年度）が達成されることが期待されるが、単に数量を満たすだけでなく、居場所としてふさわしい場所かどうかの質的検証を行ない、質の向上を図っていくことが望ましい。 こどもの居場所数という量的側面では目標達成の可能性が高いと思われるが、中身が充実した場所であるかも重要であると考える。すなわち、居場所の数が目標を達成する前提のもと、こども居場所について、サンプル訪問やアンケート調査の実施などにより、居心地の良さ（受け入れ可能人数は十分か、場所に対して利用人数が過剰でないか）、運営体制の充実（必要な人数の大人がいるか）、衛生環境の整備（空調や生活環境が快適か）等の状況の把握をすることが望まれる。これらの質的側面を把握し、居場所として適切であるか評価した上で、質の高い居場所の取組を他の居場所に横展開することで、更なる質の向上を図っていくことが望まれる。	埼玉県こども・若者計画（令和７年度～令和１１年度）では、こどもの居場所等地域ネットワークのある市町村数を６３市町村として指標設定している。 これは地域のこどもの居場所運営団体のほか、市町村、社会福祉協議会や支援企業などで構成され、ネットワーク内での情報交換をはじめ、スケールメリットを生かした効率的な物資の受け入れ、輸送、保管場所などを地域で行う、いわばこども支援の地産地消を進めるプラットフォーム組織である。 このネットワークの構築を支援していくことで、居場所の質的向上の支援をしていく。 また、運営する上での課題解決に向けて、相談会の開催やこどもの居場所づくりアドバイザーの派遣等を実施する。	対応中	こども支援課
こどもの居場所等地域ネットワーク支援事業費 【１９０ページ】	【意見４３】測定可能な数値的目標として唯一設定されているのは関連する５か年計画の施策指標「こどもの居場所の数８００ か所」のみである。これは最終成果に近い状態目標であり、本事業の直接的な効果測定指標としては十分とは言い難い。本事業の補助内容が「地域ネットワークの立ち上げ支援」であることを踏まえると、この目標は本事業の実施成果と直結した指標とは言えず、目標設定の構造に改善の余地があるため、見直しが望まれる。 本事業は、こどもの居場所地域ネットワーク立ち上げに伴う拠点の整備および活動の広報に要する費用を補助することにより、地域ネットワーク数の増加（直接成果）→ 地域内におけるこどもの居場所等への支援体制の構築（中間成果）→ 県内全てのこどもが歩いて行ける距離に居場所が確保される社会の実現（最終成果・将来像）という段階的な成果の達成を企図している。 このように、事業の方向性および最終的なビジョンについては一定の整理がなされているものの、測定可能な数値的目標としては、関連する５か年計画の施策指標「こどもの居場所の数８００ か所」のみである。これは最終成果に近い状態目標であり、本事業の直接的な効果測定指標としては十分とは言い難い。事業の補助内容が「地域ネットワークの立ち上げ支援」であることを踏まえると、当該目標は本事業の実施成果と直結した指標とは言えず、目標設定の構造に改善の余地が認められる。本事業は令和６年度で終了となっているが、こどもの居場所の数の整備に関連する後継の事業や取組において、目標の設定を工夫されたい。	埼玉県こども・若者計画（令和７年度～令和１１年度）では、こどもの居場所等地域ネットワークのある市町村数を６３市町村として指標設定した。 当該事業は令和６年度で終了しているものの、当該指標を達成すべく、こどもの居場所づくり相談会やこども応援ネットワーク埼玉のポータルサイト等で好事例を紹介し、横展開を図った。	対応済み	こども支援課
こどもの居場所等地域ネットワーク支援事業費 【１９１ページ】	【意見４４】周知・広報手法の改善として、市町村・社会福祉協議会を通じた個別周知、事前説明会の開催、好事例の可視化、募集期間の確保等を通じて、より効果的な広報戦略の構築を図ることが望まれる。 令和６年度において、想定した予算規模（８団体程度）に対し申込・採択数が５団体にとどまっていることから、事業の周知方法や募集手法に課題があること想定される。市町村・社会福祉協議会を通じた個別周知、事前説明会の開催、好事例の可視化、募集期間の確保等を通じて、より効果的な広報戦略の構築を図ることが望まれる。本事業は令和６年度に終了となっているが、好事例や改善点は同種の別事業で生かしていくことが望まれる。	結果として５団体となったが、御意見にあるような周知は行ってきたところである。 こどもの居場所づくり相談会やこども応援ネットワーク埼玉のポータルサイト等で好事例を紹介し、横展開を図った。	対応済み	こども支援課

監査テーマ：子育て支援の充実に関する事業の管理及び財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項　目	概　　要			
こどもの居場所等地域ネットワーク支援事業費 【１９１ページ】	【意見４５】委託業務内容の精査、内製化の可能性の検討、業務プロセスの簡素化・標準化を進めるとともに、成果とコストの対応関係を可視化することで、より効率的な事業運営を図ることが望まれる。 事業運営コスト構造の見直しに関し、事務に係る外部委託費（事務局の設置、申請書類の受付、交付決定通知の送付などの業務）が補助金総額の約２８２８％を占めており、間接経費としては高水準であることから、資源投入と成果のバランスの観点で改善の余地がある。今後は、委託業務内容の精査、内製化の可能性の検討、業務プロセスの簡素化・標準化を進めるとともに、成果とコストの対応関係を可視化することで、より効率的な事業運営を図ることが望まれる。本事業は令和６年度に終了となっているが、好事例や改善点は同種の別事業で生かしていくことが望まれる。	当該事業は令和６年度で終了しているが、今後、同種の事業を実施する場合は、御意見の観点を踏まえて対応していく。 こどもの居場所づくり相談会やこども応援ネットワーク埼玉のポータルサイト等で好事例を紹介し、横展開を図った。	対応済み	こども支援課
地域におけるこどもの居場所支援団体育成事業費 【１９８ページ】	【意見４６】支援団体の育成状況、行政との協働度合い、見守り支援の実施状況等について、事業の成果と因果関係を特定できる測定可能な指標をあらかじめ設定したうえで事業を実施することが望まれる。 本事業は、「市町村と支援団体が協働してこどもの居場所づくりを推進する」という目的や、直接成果・中間成果・最終成果の概念整理は一定程度なされているものの、事業単体としての定量的・定性的な目標が設定されておらず、成果を客観的に測定する評価指標が整備されていない。 関連する５か年計画の施策指標として「こどもの居場所数８００か所」が掲げられているが、これは県全体の政策成果を測るマクロ指標であり、本事業の因果効果を把握する指標として用いることは適切ではない。今後は、支援団体の育成状況、行政との協働度合い、見守り支援の実施状況等について、事業の成果と因果関係を特定できる測定可能な指標を設定し、それを基に事業を実施することが望まれる。	当該事業は令和６年度で終了しているが、今後同種の事業を実施する場合は、御意見の観点を踏まえて対応していく。	その他	こども支援課
子育てファミリー応援事業 【２０６ページ】	【意見４７】成果指標および評価環境の整備について、本事業の目的に即した直接的な成果指標および中間成果指標の設定が望まれると共に、収集済みデータを含めた評価環境の整備を進め、事業の有効性を客観的かつ継続的に検証できる体制を構築することが望まれる。 本事業は、市町村が実施する子育て支援事業に上乗せしてギフトを配布し、孤育の防止や子育て家庭と行政との接点形成に一定の成果を上げているものの、個別事業としての有効性を客観的に検証するための枠組みが十分に整備されているとは言い難い。 具体的には、事業の達成度を示す数値目標が設定されておらず、相談件数、フォロー実施件数、支援機関への接続件数等、見守り活動の成果を把握するための指標も明確化されていない。また、市町村ごとの申込数・発送数、ギフトの種類、アンケート結果等のデータは収集されているものの、これらが体系的に分析され、成果指標として活用されている状況には至っていない。 さらに、本事業は関連する５か年計画の施策指標として「合計特殊出生率の上昇」が掲げられているものの、当該指標は多様な要因の影響を受ける性質を有しており、本事業単体の効果を評価する指標として用いるには限界がある。 このため、本事業の目的に即した直接的な成果指標および中間成果指標の設定が望まれると共に、収集済みデータを含めた評価環境の整備を進め、事業の有効性を客観的かつ継続的に検証できる体制を構築することが望まれる。 本事業は令和６年度に終了となっているが、改善点や好事例などは関連する別事業でも生かしていくことが望まれる。	当該事業は令和６年度で終了しているが、今後、同種の事業を実施する場合は、御意見の観点を踏まえて対応していく。	その他	こども支援課

監査テーマ：子育て支援の充実に関する事業の管理及び財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項　目	概　　要			
子育てファミリー応援事業 【２０６ページ】	【意見４８】支援の到達性および公平性の確保について、ギフト額および配布方法について、公平性および利用者負担の観点から制度全体を点検し、可能な範囲で支援水準と受け取り方法の均質化を図るなど、制度設計の見直しを検討することが望ましい。 本事業における県の補助額は、市町村が行うギフト額と同額を上乗せする仕組みとなっていることから、市町村間で基礎となるギフト額に差がある場合、結果として世帯ごとの受給総額に不均衡が生じる構造となっている。これは、本来等しく享受されるべき支援効果の到達度に差を生じさせるおそれがあり、有効性の観点から課題があると考えられる。 また、一部の市町村においては、比較的低額のギフトを支給する世帯について、市役所での手渡しによる配布が行われており、宅配により受け取る世帯と比較して、宅配の選択肢を設けないことは、申込者に追加的な時間的・身体的負担を強いる結果となっている可能性がある。このような実務運用上の差異も、支援の利用しやすさおよび実質的な支援効果に影響を与え得る要因である。 以上を踏まえ、県としては、ギフト額および配布方法について、公平性および利用者負担の観点から制度全体を点検し、可能な範囲で支援水準と受け取り方法の均質化を図るなど、制度設計の見直しを検討する必要があったと考える。 本事業は令和６年度に終了となっているが、改善点や好事例などは関連する別事業でも生かしていくことが望まれる。	当該事業は令和６年度で終了しているが、今後、同種の事業を実施する場合は、御意見の観点を踏まえて対応していく。	その他	こども支援課
埼玉版放課後児童健全育成事業 【２２０ページ】	【意見４９】県は埼玉県放課後児童クラブガイドラインにおいて、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に定められた重要事項について、漏れなく調査を行い、可能な範囲でクラブ状況調査結果として開示することが望ましい。 上記の県による放課後児童クラブの設備及び運営の状況調査結果において、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に定められている虐待等の禁止（第１２ 条）、衛生管理（１３ 条）、運営規程（１４ 条）、帳簿（第１５ 条）、苦情への対応（第１７条）、開所時間及び日数（第１８ 条）、第１９ 条（保護者との連絡）、第２０ 条（関係機関との連絡）、事故発生時の対応（第２１ 条の調査結果が記載されていなかった。当該基準は、各自治体（市町村）が条例を制定する際の「参酌すべき基準」（参考にすべき基準）として位置付けられており、個々の事業者に罰則を伴う形で強制されるものではないが、各自治体は当該基準の多くを条例に反映させるため、実質的に全ての放課後児童クラブは、当該基準に沿って運営されることが期待されている。よって、当該基準に定められた重要事項について、漏れなく調査を行い、可能な範囲でクラブ状況調査結果として開示することが望ましい。	「放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準」に規定する事業の運営について重要事項については、こども家庭庁の「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況調査」により漏れなく調査が行われている。 上記調査結果の開示については、実施主体のこども家庭庁に確認するなど、必要に応じて対応していく。	対応済み	こども支援課

監査テーマ：子育て支援の充実に関する事業の管理及び財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項　目	概　　要			
埼玉版放課後児童健全育成事業 【２２０ページ】	【意見５０】県はクラブ運営基準の内容の点検を行っていなかった市町村に対し、点検が実施されるように促すべき市町村に積極的に働きかけるべきと考える。 令和６年度、クラブに対して運営基準の内容の点検を行っている県内の市町村は６３市町村のうち６２市町村であった。運営基準の内容の点検は、クラブの適正・安全な運営ため非常に重要なものと考えられる。児童福祉法第２１ 条の９では、放課後児童健全育成事業の実施主体は市町村と規定されており、県から市町村への指導権限はないため、クラブ運営基準の内容の点検で発見された事項について、県は市町村に対する指導は行っていないとのことである。そのため、確かに県は法的拘束力や強制力のある指導はできないと考えられるが、補助金の交付等を通じて県は当該事業に関与しており、クラブの適正・安全な運営の確認のためには点検は非常に重要であり、地方自治法第２４５ 条の４第１項にある技術的助言はできると考えられる。よって、今回、県内の６３ 市町村のうち点検という形で実施していなかった１市町村に対しては、クラブが公設公営だったため点検という形では実施されていなかったとのことであった。 よって、埼玉県放課後児童クラブガイドラインに準拠した点検を実施できる体制を整えるため、県も市町村とさらに連携を強化し、点検が実施されるように促すべきと考える。なお、令和７年度からは前述の点検が未実施だった市町村に関して、クラブが指定管理者により運営されることとなったため、市町村が点検を実施するように改善する見込みである。 また、点検を行っている市町村のうち、点検内容を公表している（又は公表する予定である）県内の市町村は１７ 市町村で、全体の２７．０％ であったが、点検内容の公表は、利用者が児童クラブの運営状況を把握することができる重要な機会の一つであり、点検内容の積極的な公表を促していくことが必要と考える。	令和６年度に点検が未実施であった自治体については、令和７年度においては点検を実施していることを確認しており、既に全６３市町村において点検が実施されている。 点検内容の公表については、市町村会議などの機会を通じて市町村へ投げかけていく。	対応済み	こども支援課

監査テーマ：子育て支援の充実に関する事業の管理及び財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項　目	概　　要			
埼玉版放課後児童健全育成事業 【２２１ページ】	【意見５１】県は放課後児童支援員人材確保・定着のため、謝金・賃金の見直し、潜在的有資格者を対象とした再就職支援や就職説明会、多様な勤務形態の導入、シルバー人材センターとの連携等の施策を行う市町村への支援を拡充する等の措置を講ずることが有用と考える。 放課後児童支援員人材確保・定着支援事業として、様々な事業を実施しているが、下記事業については実施目標に対し実績が大きく下回っている状況にある。 １保育士養成校等への訪問 訪問目標２０ 回に対し、実績は３か所への訪問にとどまっている（令和７年度は４校で実施見込み）。保育士養成校等への訪問は、事前に県内保育士養成校等へニーズを確認した上で実施しているが、保育士養成校にとっては保育士を取得することが第一であることから、放課後児童クラブへの就職に関する情報を最優先に求めているわけではないことが訪問回数の未達成の要因であると県は考えている。令和７年度は県内保育士養成校等へニーズ調査をする際に就職担当者などに直接電話で依頼や、養成校への事前説明のために直接訪問する中で「保育士資格取得予定の学生に対し保育士資格を活かした、こどもに関わる仕事について説明させていただきたい」と学校側に伝えることで、少しでも説明機会が増加するよう努めている、とのことであった。県の努力は大いに評価できると考えられるため、今後は保育士資格取得後に放課後児童支援員として働くこともできることを積極的にアピールするなど、保育士の未来を見据えた説明を行えるように努めることが望ましい。また、当該事業を行う市町村への補助金支援の実施も検討することが有益と考える。 ２放課後児童クラブへの巡回支援事業 実施目標２３０ 回に対し、児童関係１４５ 回、労務関係１回の実施にとどまっている。巡回支援事業は、各市町村ですでに同様の事業を実施している場合は対象外としており、各市町村で実施する自治体は年々増加していることから、県の派遣件数は緩やかに減少している。また、令和６年度については、派遣できるアドバイザーが不足していることから、希望どおりに派遣が実施できなかったことも理由の１つとのことである。市町村での実施増加によって県での実施回数が減少しているとのことであるため、そこから生まれる資源をアドバイザーの人員を増やすための施策につなげていくことが必要と考える。 ３学生向け現場体験（ボランティア等）受入促進 受入目標６００ 名に対し、実績は０人とのことであり、県は実績が伴っていない主な要因は参加の要件や謝金にあると考えている（令和７年度は目標を１００ 名とし、令和７年１１ 月末時点の受入実績は１名）。令和６年度から参加要件を１日から参加可能としたことや、県内の大学生も参加可能として緩和を図っている。県は現場体験のボランティアに係るアピール活動をさらに積極的に行うことが望まれ、謝金についても見直しを行うなど、様々な角度から受入促進を図るように努める必要があると考える。	御意見を踏まえ取組を検討する。	対応中	こども支援課
放課後児童クラブ待機児童解消支援事業 【２２８ページ】	【意見５２】県は国や市町村と十分に連携をとり、市町村等が児童館、塾、スポーツクラブ等の既存の社会資源に積極的にアプローチするように働きかけ、当該事業を拡大できるように努める必要があると考える。 令和６年度の当該事業に係る予算執行率は、予算額１２，５６７千円、実績額２，２４１千円と著しく低くなっている。また、成果指標としている毎年２００ 名の待機児童の解消が未達成となっている。そのため、県は、国や市町村と十分に連携をとり、待機児童解消までの緊急的措置として、市町村等が児童館、塾、スポーツクラブ等の既存の社会資源に積極的にアプローチできているか、進捗度合い及び実行可能性を逐次確認する等、当該事業を早急に拡大できるように努める必要があると考える。	御意見を踏まえ取組を検討する。	対応中	こども支援課

監査テーマ：子育て支援の充実に関する事業の管理及び財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項　目	概　　要			
埼玉県待機児童対策協議会 【２３０ページ】	【意見５３】保育所待機児童数を極力減らすためにも、保育所等の受入数目標を達成できるよう、引き続き受入れに余裕のある市町村と保育所が不足している市町村との間で融通ができる環境を県が後押しすることが望ましい。 現状では、待機児童数は減少傾向にあるものの、一部の市で待機児童が生じている。このような状況は、育児に不安を持つ者が生じることにつながると考えられる。 また、令和６年度の保育所等受入数は、目標の１５３，１３２ 人に対し、実績は１５０，８６１人となっており、未達となっている。 このことから、待機児童を減らす重要性があると考えられるが、現状では、近隣に入園できる保育園があっても、個人的趣向で、例えば駅に近い別の保育園に入園を希望する場合でも、当該保育園に入園できない場合、待機児童となるケースがある。このようなケースの場合、市町村を跨いでの調整のニーズは必ずしも高いとは言えない面もある。 しかし、東京都に近い自治体においては、高層マンションなどの建設により、まとまった転入者が発生する可能性があることから、待機児童が生じる可能性はある。このような場合に広域自治体としての立場から、市町村を跨ぐ受入れ調整を進めるため、引き続き各市町村に積極的に働き掛けを行うことが望ましい。 なお、全国的な傾向として待機児童数が減少傾向の中、国の方向性としては、保育所そのものの増設というよりは、保育の質を高めていこうという方向転換がされているとのことである。単純に児童の増加に伴い保育所を増設する場合、施設を作ることになるため、児童が減少した場合の余剰施設の活用の問題も生じることとなる。難しい面もあるが、国の方向性も踏まえながら、市町村との連携を取りつつ、バランスを取りながら、待機児童を減らせるよう対応することが望ましい。	市町村監査において、広域利用の状況について確認を行っている。 また、保護者が保育士である場合に、広域の利用調整を行っていない市町村には、市町村の圏域を越えた利用調整が行われるよう指導を行っている。	対応済み	こども支援課
こども等の意見を反映したこどもまんなか社会推進事業 【２３９ページ】	【意見５４】「さいたまけん★こどものこえ」アンケート及びその結果の表現について、アンケートの体裁としての配慮が不十分である。小学生低学年向けにやさしい表現を用いることや、難解な用語に説明を加えるなどの対応が必要である。 現状、「さいたまけん★こどものこえ」アンケートを実施し、アンケートの集計結果をウェブサイト上で公表しているが、いずれも漢字を多用して個人情報、詐欺など難解な言葉が使用されている。漢字についてはすでに県ウェブサイトにふりがなを表示・非表示できる機能が追加されたということであるが、依然として小学生低学年が読者として含まれるアンケートの体裁としての配慮が不十分である。他の自治体では、小学生低学年向けにやさしい表現で作成したアンケートや結果報告を別途用意する、あるいは、難解な用語については都度やさしい説明を付け加えるなど工夫している例があり、埼玉県においてもこのように更なる配慮を行うことが望ましい。	アンケート作成に際しては、こども（小学校中学年程度）がわかる漢字や表現を使用して簡潔な内容とするよう、テーマ担当課に依頼しており、また、適宜こども政策課で修正・調整している。	対応済み	こども政策課
こども等の意見を反映したこどもまんなか社会推進事業 【２３９ページ】	【意見５５】アンケートに寄せられた意見への施策の対応状況の記載について、各種計画への反映内容や、具体的にいつまでに実現するかなどを丁寧に説明することが望ましい。 埼玉県は令和６年度において「さいたまけん★こどものこえ」を２回実施し、県ウェブサイトにてアンケートの集計結果を公表している。施策への反映状況として、各種計画や事業の実施に反映したことについても記載されているが、例えば各種計画への反映状況に関する記載においては、具体的にどのような取組を実施するのかなど、平易な表現を用いて丁寧に説明することが望ましい。	アンケート結果の県ホームページにおける公表に際しては、アンケート結果をどのように施策に反映する（した）かについて記載するよう、テーマ担当課に依頼している。また、結果公表後に施策への反映を実施した場合は、随時県ホームページを更新するよう、あわせて依頼している。	対応済み	こども政策課

監査テーマ：子育て支援の充実に関する事業の管理及び財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項　目	概　　要			
こども等の意見を反映したこどもまんなか社会推進事業 【２４２ページ】	【意見５６】「埼玉県こども意見箱」について、早期に意見への対応状況を公表することが望ましい。 「埼玉県こども意見箱」実施要領第５条には、意見及びその対応内容を個人が特定されない形に整理した上で、定期的に県ウェブサイトに掲載することが定められている。しかし、県のウェブサイトに掲載されている最新の実施状況は令和７年７月４日のものであり、そこから時間が経過している。令和７年１２月１日現在で３００ 件近い意見が寄せられており、最初に意見を出したこどもにとっては半年近くが経過しているため、年度内を目途に、なるべく早期に意見箱の実施状況を公表することが望ましい。	令和８年２月に、最新の投稿受付件数及び主な投稿意見への対応状況を県ホームページに掲載して公表した。	対応済み	こども政策課
パパ・ママ応援ショップ事業費 【２５０ページ】	【意見５７】経済性の観点から、紙製のパパ・ママ応援ショップ優待カードの廃止を検討することが望ましい。 現状、パパ・ママ応援ショップ優待カードは現状スマートフォンを用いたアプリと従来の紙の優待カードの２種類が併存している。このうち、アプリによる利用者が増加しており令和７年３月末現在５６２，１２０人が取得している。このような状況から、紙の優待カードの存在意義はほぼなくなりつつあり、他の自治体では、アプリのみを運用している例もあることも踏まえ、経済性の観点から将来的には廃止することが望ましい。	スマートフォンを使わない又はＬＩＮＥを使わない方も利用できる制度とするため、原則ＬＩＮＥ版での利用を案内し、例外として紙版を配布している。 配布窓口である市町村への紙カード配布実績照会（年２回）及び４年に１回程度実施する利用者向けパパママ応援ショップ調査（次回は令和９年度実施予定）を通じて紙版の必要性を把握しており、今後もこれらを実施し、その結果を踏まえて紙版の廃止を検討する。	対応済み	こども政策課
パパ・ママ応援ショップ事業費 【２５０ページ】	【意見５８】赤ちゃんの駅登録事業について、授乳とおむつ交換場所の提供以外の案内についても同列に扱い、積極的に公表することが望ましい。 こども家庭庁の令和６年版「子育て支援パスポート事業全国共通展開自治体パスポート一覧」の乳幼児連れの外出パスポート（フレンドリー・メニュー）には、授乳やおむつの交換場所の提供に加え、ミルク用のお湯の提供、トイレにベビーキープ設置、キッズスペースの設置、ベビーカー入店可能、妊婦・乳幼児連れに優先駐車場など、多様なサービスが例示されている。 一方、埼玉県の赤ちゃんの駅登録事業では、登録の条件がおむつ替え（ベビーベッド等、おむつ替え設備の有無）及び授乳（プライバシーの確保に配慮した環境）の２点に限定されており、その他のサービスは備考欄にまとめて記載されるに留まっている。 子育て中の親が外出しやすくするなど子育て支援の施策の効果をより高めるためにも、授乳とおむつ交換場所の提供以外の各種サービスについても、同列に扱い分かりやすく公表することが望ましい。 なお、神奈川県では前述のフレンドリー・メニューに加えて、ベビーカーの貸し出し、荷物一時預かり、離乳食の温めサービス、離乳食・お子様メニューの提供、ベビーチェアの設置等、多岐にわたる子育て支援サービスを案内してり、大いに参考になる事例である。	令和８年３月から、店舗に導入されている子育て支援サービスを協賛店等検索サイトに掲載できることについて、県ホームページで周知している。 既存の協賛店舗に対しては、令和８年度中にさらにメールで周知する。	対応中	こども政策課

監査テーマ：子育て支援の充実に関する事業の管理及び財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項　目	概　　要			
パパ・ママ応援ショップ事業費 【２５１ページ】	【意見５９】パパ・ママ応援ショップの場所が記載された「子育てマップ」を利用者目線で分かりやすく改善することが望ましい。 パパ・ママ応援ショップは、ウェブサイト上の子育てマップ（「埼玉県 結婚・妊娠・出産・子育て応援公式サイト」の中にある）において協賛店舗の紹介を行い、利用者の利便性向上を図っている。しかしながら、子育てマップのレイアウトや表示方法に課題があり、わかりにくい状況にある。 １　パソコン版について 現状のウェブサイトは、例えばエリア等で検索をかけると施設名のみが羅列される。 現状ではこれらの店舗の所在地、連絡先及びどのような特典があるかについては施設名をクリックして内容を表示させる手間が必要である。さらに店舗の区分（買物、飲食等）がマークで提示されるが、マークの凡例がないためどのような特典が受けられるのか非常に分かりにくい状況といえる。 「子育てマップ」については、検索するだけで店舗名、特典の概要、場所などが一覧で閲覧できるように概観性を高めることが望ましい。また、特典内容についても「飲食代割引き、こどもの飲み物サービス」など簡潔に文章で記載するなど瞬時に理解できるような状況にすることが好ましい。 ２　スマートフォン版について スマートフォン版については、検索をかけると店舗名と住所や連絡先が同時に表示されるためパソコン版よりは概観性が高いといえる。しかしながら、パソコン版同様店舗の区分（買物、飲食等）についてはマークに凡例の説明がなされていないため、サービス内容のわかりにくさはパソコン版と同様であり改善すべきである。 なお、県ではＤＸ推進の一環としてハザードマップやバリアフリーマップなど県が保有する様々な地理情報を『子育て・生活』や『医療・福祉』など７つのカテゴリに分類し、目的に応じて手軽に閲覧・活用できるサービスとして「埼玉県ＧＩＳポータルサイト」を令和６年１月３０日より運用している。このＧＩＳポータルサイトでも、パパ・ママ応援ショップの検索及び特典内容の検索が可能であるため、現状では子育てマップと埼玉県ＧＩＳポータルサイトという２つの地図情報が並立している状況である。今後は、パパ・ママ応援ショップの検索・閲覧機能を埼玉県ＧＩＳポータルサイトに集約することも検討することが望ましい。	利用者の声を聞きながら、引き続き利便性の高いサイト運営に向けて検討していく。	対応中	こども政策課
パパ・ママ応援ショップ事業費 【２５２ページ】	【意見６０】赤ちゃんの駅について、継続して県民に広報を行うことが望ましい 現状、子育てマップに情報が掲載されている。登録施設は県内のスーパーマーケット、デパート、病院など、特に来訪者限定しない民間施設及び公共施設である。 令和７年度発行の広報紙では赤ちゃんの駅が取り上げられておらず、県独自で登録施設を増やしてきている状況を踏まえると、県民へ更なる周知が重要と考えられる。今後は、広報紙、ＳＮＳ、YouTube、県内企業、病院、公共施設などで動画やチラシによる広報を積極的に進めていくことが有益と思われる。	市町村から住民の方に向けたガイドブックなどで周知していただいている。関係団体を通じた周知やインターネット等を活用した周知について、令和８年度中に実施する予定である。	対応中	こども政策課
パパ・ママ応援ショップ事業費 【２５３ページ】	【意見６１】「埼玉県結婚・妊娠・出産・子育て応援公式サイト」において、有益な情報を掲載することが望ましい。 現状、「埼玉県結婚・妊娠・出産・子育て応援公式サイト」の中央のお知らせ欄には、パパ・ママ応援ショップの新規登録店舗数の案内のみが表示されている。これに加えて、子育てフェスタなどのイベント予定や、パパ・ママ応援ショップの中で特に注目すべき店舗の紹介など、多様で有益な情報を掲載することが望ましい。さらに、画面が数秒毎に自動で切り替わり、複数の情報を順番に表示する形式（カルーセル）での掲載も有益である。また、パパ・ママ応援ショップの紹介に際しては、単に店舗名を掲載するだけでなく、具体的にどのような特典を受けられるのかを明示することが望ましい。	令和８年４月から、イベントは県の後援等承認時に、店舗は新規登録時にお知らせ欄への掲載を案内し、希望に応じて掲載する運用に改めた。	対応済み	こども政策課

監査テーマ：子育て支援の充実に関する事業の管理及び財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項　目	概　　要			
ＳＡＩＴＡＭＡ出会いサポートセンター事業 【２６４ページ】	【意見６２】会員からの相談内容について、応対ノウハウの蓄積・共有の観点から、過去のやり取りした内容を適切に整理することが望ましい。 会員からの相談対応記録について確認したところ、相談日時や相談者の属性、相談内容の概要については一覧にまとめられているものの、対応結果については記載がなかった。対応時のメールデータは別途保存され、必要に応じて参照可能であるものの、応対ノウハウの蓄積・共有の観点からは、会員数の増加に伴う対応件数の増加により、参照データが膨大化すると閲覧の効率性が低下する恐れがあることから、応対内容まで含めた対応記録を整備することが望ましい。	ＳＡＩＴＡＭＡ出会いサポートセンター運営協議会事務局に依頼し、令和８年３月から対応記録を整備した。	対応済み	こども政策課
ＳＡＩＴＡＭＡ出会いサポートセンター事業 【２６４ページ】	【意見６３】相談記録のＡＩへの積極的な活用を図り、ＡＩマッチングシステムの高度化を推進するため、相談員が入力する「応対記録」を個人情報に配慮しつつ構造化しＡＩの学習データとして　連携させる仕組みの構築を検討することが望ましい。 ＡＩマッチングシステムは、会員が登録した学歴、年齢などのプロフィール等のいわゆる「静的データ」に基づくマッチングに留まっている。より精度の高いマッチングを実現するには、お見合い後のフィードバックや相談員が把握する「数値化しにくい会員の特性（対人スキル、柔軟性、成婚への意欲等）」といったいわゆる「動的データ」の学習も必要である。現状では、相談記録がデータ化されておらずＡＩの学習データに組み込まれていないため、ＡＩが「なぜこのマッチング　が失敗（あるいは成功）したのか」という因果関係までは学習できてない。 このため、ＡＩマッチングシステムの高度化を図るため、相談員の「応対記録」を個人情報に十分配慮しつつ構造化し、ＡＩの学習データに連携させる仕組みの構築を検討することが望ましい。	ＳＡＩＴＡＭＡ出会いサポートセンター運営協議会事務局に依頼し、システムを運用する業者と検討した結果、ＡＩの学習データと連携させる仕組みの構築には新たなシステム開発費用が見込まれるため、現行の運営体制や財政状況を踏まえると導入は困難な状況にある。 既存システムの運用改善や相談員によるフォローアップ支援など、引き続きマッチング精度の向上に取り組む。	対応済み	こども政策課
ＳＡＩＴＡＭＡ出会いサポートセンター事業 【２６４ページ】	【意見６４】協議会主催以外の婚活イベント案内で、安全性を担保する施策を行うことが望ましい。 ＳＡＩＴＡＭＡ出会いサポートセンター運営協議会主催以外の婚活イベントを『恋たま』のウェブサイトで告知しているが、アンケート結果にはこうしたイベントに関して「参加者に会員以外の人がいた」との記載が見受けられた。ＳＡＩＴＡＭＡ出会いサポートセンター運営協議会主催以外の婚活イベントについては、協議会以外の主催イベントである旨を明示するとともに、『恋たま』会員に対して協議会以外の主催イベントについては事前に『恋たま』以外の会員が含まれる旨を告知するなどの周知を行うことが望ましい。	ＳＡＩＴＡＭＡ出会いサポートセンター運営協議会事務局に依頼し、令和７年度中にイベント主催者を明示する運用に改めた。	対応済み	こども政策課
ＳＡＩＴＡＭＡ出会いサポートセンター事業 【２６５ページ】	【意見６５】再契約しない会員に対しても、データ収集やアンケートを実施することが望ましい。 『恋たま』の会員の有効期限は２年間であり、その後継続して活動したい会員は再契約するということになっている。 再契約しない会員の中には、『恋たま』のサービス内容に満足しない者もいると思われ、より良いサービスの提供を行うため、再契約しない会員に対するアンケートを実施することか望ましい。	ＳＡＩＴＡＭＡ出会いサポートセンター運営協議会事務局に依頼し、令和８年４月から再契約しない会員に対するアンケートを実施している。	対応済み	こども政策課

監査テーマ：子育て支援の充実に関する事業の管理及び財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項　目	概　　要			
ＳＡＩＴＡＭＡ出会いサポートセンター事業 【２６５ページ】	【意見６６】ＳＡＩＴＡＭＡ出会いサポートセンター会員市町村数を増やしていくことが望ましい。 少子化が進行している中で、県では少しでも歯止めをかけるために、ＳＡＩＴＡＭＡ出会いサポートセンター事業を行っているところであると認識している。１人でも多くの県民（若者）に当センターの存在を知ってもらい、婚活をしていただくためには、会員を増やしていくことが重要である。また、県内全市町村で結婚を支援する環境を作る上でも、会員市町村数を増やすことが望ましい。そのために、埼玉県子育て応援行動計画の指標として会員市町村数を掲げていたと認識している。会員市町村数は令和６年度末の目標６３市町村に対して実績は６０市町村（令和７年現在は６１市町村）にとどまっている。県全体で結婚支援を推進する姿勢を示すため、引き続き働き掛けを継続することが望ましい。	未加入市町村に対して、引き続き働きかけを行っていく。	対応中	こども政策課
ＳＡＩＴＡＭＡ子育て応援フェスタ 【２６９ページ】	【意見６７】ワークショップ実施団体等への報償金について、実施回数の差異があるにもかかわらず一律で同額の報償金が支払われているため、合理的な支払額の算定とするべきである。 令和６年度のファミリーワークショップは全１３回実施され、親子遊びが５回、家事及び育児相談が各４回実施されている。これらはワークショップごとに３つの団体及び個人が担当し、県から報償金が支払われている。この報償金について、ワークショップの実施回数に差異があるにもかかわらず、各団体・個人に対して、一律同額の報奨金が支払われていた。実施回数に差異があるにもかかわらず同額を支払うのは合理的な理由を欠くため、実施回数は均等にするか、もしくは、実施回数に応じて報償額を調整するべきである。	令和８年３月から、ブース出展に当たりワークショップを実施する場合は、実施回数を均等にするか、もしくは、実施回数に応じて報償額を調整する運用に改めた。	対応済み	こども政策課
ＳＡＩＴＡＭＡ子育て応援フェスタ 【２６９ページ】	【意見６８】評価指標には、ＳＡＩＴＡＭＡ子育て応援フェスタ全体の来場者数や出展数だけでなく、ファミリーワークショップの来場者数と満足度も含めるべきである。 令和６年度の評価指標として、ＳＡＩＴＡＭＡ子育て応援フェスタ全体の来場者数と出展ブース数が挙げられている。しかし、埼玉県こども政策課が支出したのはファミリーワークショップに対するものである。したがって、評価指標としてはＳＡＩＴＡＭＡ 子育て応援フェスタ全体の来場者数と出展ブース数のみならずファミリーワークショップの来場者数及び満足度も含めることが望ましい。	ＳＡＩＴＡＭＡ子育て応援フェスタ事業は令和７年度で廃止となったため、現時点では評価指標は設定していない。	その他	こども政策課
近隣都県との格差 【２７１ページ】	【意見６９】保育料の無償化や育児支援給付など、子育て支援策に東京都と大きな格差が生じないよう、埼玉県の施策を充実させることが重要であるため、国に対して全国一律の支援制度の創設や税源偏在の是正などを引き続き働き掛けていくことが望まれる。	０歳から２歳までの保育料完全無償化については、ナショナルミニマムとして、国において実施されるべきものと考えている。 このため、県では、大臣要望や政府要望、全国知事会からの要望等を通じて、幼児教育・保育の完全無償化の早期実現を国に要望している。	対応中	こども支援課 こども政策課

監査テーマ：子育て支援の充実に関する事業の管理及び財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項　目	概　　要			
民間団体との協働事業費 【２８７ページ】	【意見７０】夫が妻から受けるＤＶも相対的に割合が少ないながらも存在しており、ＤＶ被害者支援の観点からは、被害者が少数だからといって支援対象から除外するのは趣旨に反しかねない。したがって、事業目的を女性に限定しない、もしくは男性を対象にする事業の実施の検討が望まれる。 本事業の目的は、「女性の抱える困難な問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化している。相談から保護、自立支援と切れ目ない支援を実施することで、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心し、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目指す。」とされているが、目的の対象は女性に限定されており、男性は対象とされていない。 これは、本事業が、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律および配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律を根拠法令としていることから、妻が夫から受けるＤＶについての施策を行うことを主要な目的・内容と捉えていることに起因する。実際に、ＤＶに関しては、県で受ける相談のうち妻が夫から受ける割合が、夫が妻から受ける割合よりも多くなってはいる。一方で、ＤＶ被害者への支援という観点からは、少数であるからと言って被害を受けた夫を支援の対象外とすることは被害者支援の趣旨に反しかねない。そこで、事業目的を女性に限定しない、もしくは男性を対象にする事業の実施の検討が望まれる。 なお、男性ＤＶ対策については、被害の特性は女性と男性で異なり、求められるノウハウ等も異なるため、現在の女性被害者支援の事業とは別の枠組みとして、男性専用相談窓口の設置、広報、支援者・相談員への研修、男性被害者向けカウンセリング等の内容について、県として令和８年度以降での事業化を目指し検討・調整しているとのことであった。	男性を対象にするＤＶ被害者支援事業として、男性ＤＶ被害者専用相談窓口の設置、広報、支援者・相談員への研修、男性被害者向けカウンセリングについて、令和８年度当初予算において、必要となる予算を計上し、事業化に向けて準備を行っている。	対応中	人権・男女共同参画課
民間団体との協働事業費 【２８７ページ】	【意見７１】個別カウンセリングや継続的支援業務についても、必要に応じ内容を提示することを検討することが望まれる。 個別カウンセリングでは、実際に支所に入所した者に対して、入所後に自立するための各種プログラムを実施する講座について案内し、希望者には入所後の仕事相談、就職の動機付け、パソコン講座等の仕事準備及び心と体のケアを実施しているとのことであった。 また、民間団体５施設に委託して実施している、継続的な自立支援を実施する継続的支援業務については、シェルターへの入所者を対象とし、希望者に対して実施しているとのことであった。 すなわち、個別カウンセリングおよび継続的な自立支援については、With You さいたまの相談窓口や市町村等窓口に相談を行った際には、広報を行っていない、とのことであった。 その理由としては、シェルター自体が秘匿施設であるため、入所後の生活等について対象となる方にしか紹介してこなかったことや、入所者一人一人に合った講座を紹介しているため一律な広報はなじまないことが挙げられる、とのことであった。 相談者にとって、相談時に今後どのような支援が受けられる可能性があるのかについてその内容が提示されることは、それを理解することで支援を受けることについての不安感を取り除く要素になりうると考えられる。個別カウンセリングや継続的支援業務についても、必要に応じ内容を提示することを検討することが望まれる。 なおカウンセリングについて、相談業務の一環としての法律相談及び心理カウンセリングは現在も別事業（男女共同参画推進センター運営費）で実施しており、こちらについては県ウェブサイト等で周知している。	市・県福祉事務所の相談窓口においては、相談者である困難な問題を抱える女性又はＤＶ被害女性と信頼関係を構築し、福祉サービス等の様々な方策の中から、相談者自身が納得できる支援を選択できるように支援方針を検討している。 男女共同参画推進センター支所の入所については、その支援方針の検討の中で、支所での保護の必要性や本人の意向を踏まえたうえで決定されるものであり、支所へ入所するケースについては、困難女性及びＤＶ被害女性全体から見ると限定されている。 また、その中で支所の一時保護を選択した相談者は、性暴力や性的虐待、性的搾取や、配偶者やパートナー、親族からの暴力や虐待、経済的な困難、障害、疾病、住居問題等、複雑・多様化した課題を複合的に抱えており、心身の状態が不安定であることも多い。 以上から、御意見にあった、相談段階で支所退所後の個別カウンセリングや自立支援などの中期的な支援内容を提示することは、そもそも支所入所を検討すべき相談者が限定されていることや、入所を検討すべきケースであっても、相談段階では相談者の心身の状態が不安定であるため、慎重に検討してまいりたい。	その他	人権・男女共同参画課

監査テーマ：子育て支援の充実に関する事業の管理及び財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項　目	概　　要			
バーチャルユースセンター（仮称）事業費 【２９５ページ】	【意見７２】埼玉県バーチャルユースセンターについて、試験運用で得られた知見を踏まえ、資源配分の最適化を図っていくことが望まれる。 令和７年度以降では、本番運用段階に移行することから、利用者数の増加や相談件数の推移、設定されたアウトカム指標（居場所と感じる割合、専門支援への接続件数等）を踏まえ、より効果的かつ効率的な運営が求められる段階にある。試験運用で得られた知見を踏まえ、資源配分の最適化を図っていくことが重要であると考える。	令和６年１０月から１年間、試験運用を行い、令和７年１０月からの本番運用では、試験運用で得られた知見を踏まえて運営を行っており、利用者は増加傾向にある。 スタッフへの相談件数も徐々に出始めており、希望に応じて専門支援機関につなげる体制も整えている。 引き続き、こども・若者が気軽に安全に利用できるよう、アンケート等で利用者の声も聞きながら、より効果的かつ効率的な運営を行っていく。	対応済み	青少年課
バーチャルユースセンター（仮称）事業費 【２９５ページ】	【意見７３】埼玉県バーチャルユースセンターの広報を継続して実施することが望まれる。 令和７年１０月に開設し、県広報紙やこどもの居場所イベントなどで広報活動を行っているところであるが、利用者数はまだ少ない状況である。投資額を考慮すると、更なる利用者数の増加が望まれる。 なお、ＬＩＮＥ会員の増加も考えられるが、現状では、匿名性を重視し、個人情報収集につながる友達登録等は利用者の選択に委ねているとのことである一方でロコミによる広報も効果的とのことである。いずれにせよ継続的な実施が利用者増加のためには必要である。 広報活動としては、県では学校訪問、ＳＮＳ発信、動画広告等を実施している。この他、YouTube 広告、Instagram広告を４回実施したとのことである。また、バーチャルユースセンターのスタッフの人となりを伝えることで信頼関係を構築し、利用者増加を図っているとのことである。 新規事業ではあるが、更なる広報を行い、実際の利用している方のロコミや意見を県民に周知するほか、学校の教員や保護者にもこども・若者たちに利用を働き掛けてもらうことも有益と考えられる。	本番運用を開始した令和７年１０月以降、公式ＬＩＮＥやInstagramなどでＳＮＳでの情報発信を行うとともに、県内のこども・若者を対象としたイベントやこども・若者の居場所などで、チラシ配布やデモを行い、利用者や保護者、こども・若者支援団体等に事業紹介を行っている。 また、県立高等学校において教員にデモを行なったり、教育委員会の会議において事業紹介や連携をお願いしている。 引き続き、様々な手段を通じ、より多くのこども・若者や保護者、教員などに情報が届くよう取り組んでいく。	対応済み	青少年課

監査テーマ：子育て支援の充実に関する事業の管理及び財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項　目	概　　要			
こどもデジタル・シティズンシップ推進事業費 【３０４ページ】	【意見７４】講座内容と結びつきやすい中間的な成果指標を新たに設定し、評価の精度を高めることが望まれる。 本事業の有効性をより的確に把握し、事業改善につなげていくためには、成果（アウトカム）を直接的かつ因果的に測定できる評価手法の整備が重要である。現状では、家庭内ルールの設定率やインターネット依存傾向といった指標により一定の成果測定は行われているものの、これらは県全体を対象とした包括的な指標であり、講座実施による効果を直接的に把握するには限界がある。このため、講座内容と結びつきやすい中間的な成果指標を新たに設定し、評価の精度を高めることが望まれる。 具体的には、「講座 → 意識の変化 → 行動の変化 → 最終的な成果」という成果の流れを明確に意識した上で、講座で扱った内容に即した意識変化を測定する指標を設定することが有効である。例えば、インターネット上のリスクに対する理解度や、困ったときの相談先を把握しているかといった項目について、講座受講後に確認することで、講座の直接的な効果を把握することが可能となる。 また、現状の成果把握は主として保護者や学校を対象としたアンケートに基づいており、事業の対象であるこども本人の意識や行動の変化を直接捉える仕組みが十分とは言い難い。この点については、設問数を限定した簡易なアンケート等を活用し、こども本人を対象としたアウトカム測定を段階的に導入することが望ましい。これにより、講座がこどもの行動や判断にどのような影響を与えているかを、より直接的に把握できるようになると考えられる。 さらに、講座実施直後の評価にとどまらず、可能であれば一定期間経過後にフォローアップ調査を行うことで、意識の変化が家庭内での行動や相談行動の変化につながっているかを確認することも有効である。例えば、家庭内でのインターネット利用に関する話し合いの有無や、利用ルールの見直し状況などを確認することで、講座の効果が実生活に定着しているかを把握することが可能となる。 加えて、本事業ではネットアドバイザーの育成やスキル向上も重要な目的とされていることから、アドバイザー研修についても成果指標を設定し、その効果を測定することが望まれる。研修受講後の理解度や講座運営に対する自己評価、受講者からの評価等を活用することで、アドバイザー育成の成果を可視化し、講座全体の質の向上につなげることができる。 これらの評価結果については、単に集計するだけでなく、毎年度の事業計画や講座内容の見直しに反映させる仕組みを構築することが重要である。成果が十分に確認できた取組については地域への展開を検討し、効果が限定的であった部分については内容や手法の改善を行うなど、PDCA サイクルを通じた継続的な事業改善を図ることで、本事業の有効性を一層高めていくことが期待される。	事業の対象であるこども本人の意識や行動の変化を把握するため、児童・生徒アンケートに、講座実施による影響や効果を図るための項目を追加する。 また、ネットアドバイザーの育成やスキル向上のため、アドバイザーを対象とした研修において実施後アンケートを行い、研修の効果や理解度を測定するとともに、アドバイザーからの意見を講座の運営に反映させることにより本事業の有効性を一層高めていく。	対応中	青少年課

監査テーマ：子育て支援の充実に関する事業の管理及び財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項　目	概　　要			
こどもデジタル・シティズンシップ推進事業費 【３０５ページ】	【意見７５】特に秩父地域と北部地域では、他の地域に比べて開催回数が著しく少なく、学びの機会に明確な格差が生まれている。こどもたちに均等な機会を提供するためにも、地域間格差をなくすようにすべきである。 講座の開催状況を地域別に見ると、実施回数に大きなばらつきが生じている。 東部：６５ 回 県央：４０ 回 北部：１９ 回 南西部：６６ 回 秩父：３ 回 特に秩父地域と北部地域では、他の地域に比べて開催回数が著しく少なく、学びの機会に明確な差が生まれている。この偏在は、学校数や人口など地域性による部分もあるが、こどもたちが直面するデジタルリスク（ＳＮＳ利用・依存・誤情報など）は地域差が小さいことを考えると、現状のままでは望ましいとは言えない。また、講座の開催が依頼制に依存している面もあり、地域によって啓発の必要性が十分に顕在化していなかったり、担当者がいなかったりすることで、結果として開催回数が極端に低い地域が生まれている可能性がある。学びの機会が地域によって偏る状況は、デジタル社会における「情報格差」につながる懸念があり、こどもたちに均等な機会を提供するという観点からも改善が求められる 改善提案 １ 地域別の開催目標を設定する 児童生徒数、学校数を基準に「最低限確保すべき開催回数」を地域別に設定し、毎年度の実績をモニタリングする仕組みを整える。 ２ 依頼制だけに頼らない能動的アプローチ 開催が少ない地域には、県側から積極的に働きかけ、学校や自治体との調整を進める体制を整える。特に小規模地域では、行政側の働き掛けが効果的であると考える。	前年度実績等をもとに、各市町村の開催状況を把握して効果的なアプローチを行うことにより講座開催の拡大を行い、こどもたちに均等な機会を提供し、地域間の「情報格差」の解消を図る。	対応中	青少年課
こどもデジタル・シティズンシップ推進事業費 【３０６ページ】	【意見７６】県内自治体の独自講座や先進的な取組を収集・整理し、事例集の作成や情報交換の場の設置等を通じて、他市町村への横展開を図る仕組みを構築することが望まれる。 県内には、さいたま市や幸手市等のように、独自にネットリテラシーやデジタル・シティズンシップに関する講座を実施しており、県主催の講座を必ずしも必要としない自治体も存在している。このような自治体の取組は、地域の実情に即した運営方法や、学校・家庭・関係機関との連携の在り方などにおいて有益な知見を有していると考えられる。 こうした先行事例について、県が内容や工夫点、成果を整理した上で他市町村へ横展開することにより、各自治体における自発的な問題意識の醸成や、それぞれの地域特性に応じた対応策の検討・実施を促すことが期待される。特に、県主催の講座の一律的な提供にとどまらず、自治体独自の取組を後押しする形で好事例を共有することは、事業全体の有効性を高めるとともに、限られた資源を効率的に活用する観点からも有効である。 このため、今後は、県内自治体の独自講座や先進的な取組を収集・整理し、事例集の作成や情報交換の場の設置等を通じて、他市町村への横展開を図る仕組みを構築することが望まれる。	県内において先進的な取組を行う自治体と連携し、視察や情報収集を行い本事業の有効性を一層高めていく。得られた情報を、必要に応じて県内自治体に情報提供する。県・市町村が連携して取り組むことにより県内のネットリテラシーに係る啓発が適切に行われるよう図っていく。	対応中	青少年課

監査テーマ：子育て支援の充実に関する事業の管理及び財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項　目	概　　要			
見えないチカラを伸ばし夢をつかむリアル体験事業費 【３１３ページ】	【意見７７】需要に応じた開催設計を行う等により、多くのこどもにアウトカム（体験教室の受講効果）が波及するよう改善を図ることが望まれる。 体験教室の倍率が高く、参加を希望するこども全員が機会を得られていない状況が継続していることから、事業の成果が一部の参加者に限定されている可能性がある。今後は、追加開催やオンラインによるハイブリッド開催や倍率が高い教室と低い教室が混在している状況を踏まえ、需要に応じた開催設計を行う等により、多くのこどもにアウトカムが波及するよう改善を図ることが望まれる。	より多くのこどもたちが体験機会を得られるよう、各教室の定員引き上げやオンライン教室の拡大に向けて、協力企業への依頼を行っていく。また、新規教室の開拓に向けて、引き続き、企業等への声掛けを行っていく。	対応中	青少年課
子ども・若者支援地域協議会 【３１５ページ】	【意見７８】子ども・若者支援地域協議会（これに相当する体制）が未設置の市町村に対して、今後も市町村との意見交換会や、協議会による成果などを共有することを通じて設置の働き掛けを継続して行っていくことが望ましい。 具体的には、協議会等を設置している市町の取組事例を共有することや、設置市町から未設置の近隣市町村へ情報提供の支援について働き掛けることも有益と考えられる。	若者支援についての情報共有等を目的として、令和７年度は市町村担当者会議を１回、研修会を２回開催した。また、複数自治体と個別に情報交換を行い、実情把握と連携強化を図った。 令和８年度も引き続き市町村担当者会議や研修会を開催するとともに、これらの機会を通じて、協議会等を設置している市町の取組事例の共有や、未設置市町村への情報提供を図っていく。	対応済み	青少年課
埼玉版ネウボラ推進事業 【３２８ページ】	【意見７９】「妊娠期からの虐待予防強化事業」の効果を評価するために適切な指標を設定し、その結果として乳幼児の虐待件数が減少しているかどうか検証を行っていくべきである。 埼玉版ネウボラ事業では、市町村への支援を通じて、安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりを推進している。その中の埼玉県独自の「妊娠期からの虐待予防強化事業」の取組では、産婦人科や助産所と連携し、支援が必要な妊婦への継続的支援で、児童虐待の未然防止に取り組んでいる。児童虐待の相談件数は全国的にも埼玉県においても増加傾向にあり、虐待を予防し、こどもの権利を守ることは当事業の重要な役割の１つとなっている。しかしながら、埼玉版ネウボラ事業の評価指標は、「この地域で子育てをしたいと思う親の割合」のみであり、結果として「妊娠期からの虐待予防強化事業」の取組の効果測定が十分に行われていない状況である。そのため、当事業の効果が発揮され、実際に乳幼児の虐待件数が減少しているかどうかが分からない。したがって、当事業の効果について適切に測定できる新たな指標を設定し、その結果、乳幼児の虐待件数が減少しているかどうかについて検証を行っていくことを検討することが望ましい。	令和９年度の事業計画策定の際に新たな指標の設定を検討してまいる。	対応中	健康長寿課

監査テーマ：子育て支援の充実に関する事業の管理及び財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項　目	概　　要			
埼玉版ネウボラ推進事業 【３２８ページ】	【意見８０】埼玉県は、各市町村が実施しているネウボラ事業の支援内容や内容の充実度に関する状況を把握し、市町村ごとに支援内容や内容の充実度に差が生じないように、引き続き助言等を行っていくべきである。 埼玉版ネウボラ事業は、市町村が主体となって実施するものであるため、その支援内容や内容の充実度に市町村間で差異が生じてしまう可能性がある。これについて、こども家庭センターについては、国が主体となって人員配置等の調査を行っており、埼玉県としてはその調査結果を基に市町村への助言等を行っているとのことである。また、年に数カ所こども家庭センターを訪問しヒアリングを実施するとともに、こども家庭センターの担当課長会議への参加を通じて、支援内容について市町村にアドバイスを実施しているとのことである。市町村間で支援内容に差が生じないように、埼玉県としては、適切に市町村への助言・指導をしていくことが重要であることから、今後も引き続き、当該事業の運営を市町村任せにするのではなく、市町村が実施している支援内容や内容の充実度に関する情報を把握し、支援内容が十分ではない市町村については助言等を行っていくことが望ましい。	引き続き、市町村こども家庭センターへのヒアリング調査等の機会を通じて、当該事業の運営について市町村への支援を行っていく。	対応中	健康長寿課
埼玉版ネウボラ推進事業 【３２９ページ】	【意見８１】妊娠期からの虐待予防強化事業において、各市町村からの実施報告を単に集計・共有するだけでなく、傾向や成功事例等の共有を図り、医療機関や市町村による虐待予防行動の後押しをしていくべきである。 埼玉県は、妊娠期からの虐待予防強化事業において、市町村から提出される実施報告の内容を集計し報告書にまとめて全市町村に共有しているが、当該集計結果の内容を用いて、市町村に対して留意事項やアドバイス等を共有する取組は実施していない。埼玉県としては、各市町村からの実施報告を単に集計・共有することにとどまらず、各医療機関や各市町村の傾向や成功事例等についても積極的に共有することで、医療機関や市町村による虐待予防の行動につながるように後押ししていくことが望ましいと考える。	引き続き、保健師等の専門職を対象にした研修等の場を通して、医療機関や市町村の傾向や好事例等を共有し、市町村への支援を行っていく。	対応中	健康長寿課
埼玉版ネウボラ推進事業 【３２９ページ】	【意見８２】埼玉県は、専門職の能力向上に課題を抱える市町村に対して、研修やサポートなど引き続き支援を行っていくべきである。 現状、多くの市町村で、保健師や相談員等の専門職が不足している。また、近年は子育てに関する事例が複雑化しており専門職の能力向上も重要な課題となっている。 県は、埼玉版ネウボラ推進事業の一環として、保健師等の専門職への研修や、県保健所による困難事例への対応支援のための研修会・事例検討会などの支援を実施しているが、担当課も専門職員の更なる能力向上の必要性を強く認識している。引き続き、このような研修会を実施し、専門職員の知識や判断力の向上に役立てていくことが肝要と考えられる。したがって、埼玉県は、今後も、研修支援を継続し、専門職の能力向上に向けた支援を引き続き行っていくことが望ましい。	引き続き、保健師等の専門職を対象にした研修や事例検討会等を実施し、職員の相談対応技術や能力向上に向けた支援を行っていく。	対応中	健康長寿課

監査テーマ：子育て支援の充実に関する事業の管理及び財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項　目	概　　要			
母子保健体制強化事業費 【３３７ページ】	【意見８３】新生児聴覚検査の県全体及び、保健所別又は市町村別の受検率に関する統計データを県ウェブサイト等で公開すべきである。 厚生労働省・こども家庭庁では毎年 「新生児聴覚検査の実施状況等」について調査・公表を行っているが、埼玉県では、県全体及び、保健所別又は市町村別の受検率が公表されていない。新生児聴覚検査は、先天性聴覚障害を早期に発見し、適切な療育につなげるための重要な事業であるため、また、地域ごとの受検率を公表することは、受検率に差がある場合はその課題を明確にし、受検率の向上を図るための有効な材料となる。なお、新生児聴覚検査は産科医療機関にて受検するため、出生市町村と受検する産科医療機関がある市町村は必ずしも一致しないが、おおよそ全体の傾向については把握することができるといえる。したがって、県は、県全体及び、保健所別又は市町村別の受検率に関する統計データを県ウェブサイト等で公開することが望ましい。	市町村等の御意見を伺いながら統計データの公開方法について検討していく。	対応中	健康長寿課
母子保健体制強化事業費 【３３７ページ】	【意見８４】母子保健関係職員専門研修会は年１回の書面による開催であるため、その他の対面やオンライン形式での研修会・会議と組み合わせ、職員同士の密な情報共有や意見交換を促進するべきである。 母子保健関係職員専門研修会は、職員の資質向上や情報共有を目的として設置されているものの、 現状では年に１回の書面会議にとどまり、実質的な研修や現場の課題解決に資する議論等は十分に行われていない。担当課によれば、当研修会は書面での情報共有になるが、その他の研修や会議において、対面やオンライン等で協議や意見交換を実施しているという。 母子保健分野は、妊娠期から子育て期にかけて多職種が連携する必要があり、事例も複雑化している現状を鑑みると、母子保健関係職員が必要な知識・技術を適時に習得し、実践に活かす研修が求められる。したがって、今後も、１回の書面会議に加え、その他の対面やオンラインで実施する研修や会議とを組み合わせて、職員同士の密な情報共有や意見交換を促進していくことが望ましい。	引き続き、母子保健関係職員を対象にした実践的な研修会を開催するとともに、効果的な情報共有の方法について検討していく。	対応中	健康長寿課
新ウェルカムベイビープロジェクト事業費 【３５４ページ】	【意見８５】プレコンセプションケアの認知度を向上させ、若い世代に対するプレコンセプションケアの普及活動に取り組むべきである。 国は「プレコンセプションケア普及啓発事業の５か年計画」（令和７年５月２２ 日）において、若年層に対するプレコンセプションケアの概念の浸透を重点施策と位置付け、５年後に認知度８０８０％以上を目標としている。 国の５か年計画によれば、プレコンセプションケアとは、「性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行う」という概念であるが、その言葉や内容に関する認知度は１割にも満たないほど低い。 県では、新ウェルカムベイビープロジェクトにおいて、プレコンセプションケア普及啓発事業に取り組んでいるが、若い世代でプレコンセプションケアの概念について認知する人が増えることは重要であると考える。 したがって、埼玉県においても、国の計画を踏まえ、プレコンセプションケアの普及啓発活動に引き続き取り組み、プレコンセプションケアの認知度の向上に繋がるような指標を設定することが望ましいと考える。	プレコンセプションケアの認知度を向上させ、若い世代にたい得るプレコンセプションケアの普及活動を促進するため、県では、埼玉県こども・若者計画において「プレコンセプションケアの取組を実施している市町村数」を指標に設定し、全市町村の実施を目標値に定めている。また、令和７年１２月に「さいたまけん★こどものこえアンケート」により、プレコンセプションケアの認知度調査を実施した。	対応済み	健康長寿課

監査テーマ：子育て支援の充実に関する事業の管理及び財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項　目	概　　要			
新ウェルカムベイビープロジェクト事業費 【３５４ページ】	【意見８６】プレコンセプションケア普及啓発事業の成果として、若年層が妊娠や出産の正しい知識を身に付けているか、また、望まない妊娠の防止につながっているかを把握できるよう、事業効果を測定するための指標を設定するべきである。 プレコンセプションケア普及啓発事業は、若年層の望まない妊娠を防ぐため、妊娠や出産に関する正しい知識や適切な健康管理の重要性の普及啓発を目的としている。しかしながら当該普及啓発の効果測定のための具体的な指標が設定されていないため、事業成果の把握や改善につなげることが困難と考えられる。そのため、当該普及啓発活動の成果として、若年層が妊娠や出産の正しい知識を身に付けているか、また、若い世代の望まない妊娠の防止につながっているかといった点を把握できるよう、事業効果を測定するための指標を設定すべきであると考える。	令和９年度事業計画策定の際に、新たな指標の設定について検討していく。	対応中	健康長寿課

監査テーマ：子育て支援の充実に関する事業の管理及び財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項　目	概　　要			
新ウェルカムベイビープロジェクト事業費 【３５４ページ】	【意見８７】相談支援事業において、利用者が相談内容に応じて適切な窓口にアクセスできるようにウェブサイト上の情報を整理し分かりやすく提示すべきである。 相談支援事業においては、埼玉県のウェブサイトに、プレコンセプション相談センター埼玉 ぷれたま、不妊専門相談センター、不妊症・不育症等ピアサポートセンター「ふわり」、県保健所、思春期の性に関する相談・指導のできる医療機関、妊娠と薬相談支援の相談窓口の記載がある。相談窓口が多く、利用者がどの窓口に相談すべきかが判断しづらい状況となっている。特に、不妊専門相談センター、プレコンセプション相談センター埼玉 ぷれたま、不妊症・不育症等ピアサポートセンター ふわりは、いずれも相談内容に 「不妊」に関連する記載があることから、不妊で悩む利用者がどの窓口を利用すべきか迷う可能性が高い。したがって、相談例の掲載といった工夫により等、利用者が相談内容に応じて適切な窓口にアクセスできるよう、県ウェブサイトに掲載する情報を整理し、分かりやすく提示することが望ましいと考える。	令和７年度末に県ウェブサイトにおいて、利用者が相談内容に応じた窓口を選択できるようフローチャートを掲載したほか、相談内容の例示を記載した。	対応済み	健康長寿課
新ウェルカムベイビープロジェクト事業費 【３５５ページ】	【意見８８】思春期の性に関する相談については、相談可能な医療機関の数が適切かどうかの検証も含め相談しやすい体制の整備や相談窓口の周知を行い、思春期の性に関する相談体制の充実を図るべきである。 相談支援事業においては、思春期の性に関して適切な診察や助言が可能な医療機関として、１５の医療機関が埼玉県のウェブサイトに掲載されている。しかしながら、県内の人口規模や思春期における性の悩みの重要性を踏まえると、相談先としての医療機関数が十分であるかについては、必ずしも明らかではない。この点について担当課に確認したところ、ウェブサイトに掲載している１５ の医療機関は、産婦人科医会において協議・選定された医療機関の中で、思春期外来として埼玉県ウェブサイトへの掲載に協力したものとのことであった。また、思春期の性に関する相談窓口としては、「プレコンセプションケア相談センター埼玉ぷれたま」が設置されており、居住市町村にかかわらず電話相談が可能であること、さらに、性や健康に関する相談は個別性が高く、プライバシーへの配慮が求められることから、複数の相談手法の確保が重要であり、必ずしも医療機関の受診を必要とするような相談に限るものではないとの説明があった。加えて、ぷれたまにおいては、相談内容に応じて地域の医療機関等を紹介するなど、関係機関と連携した相談支援を行っているとのことである。 県のウェブサイトを頼りに、思春期の性に関して相談を希望する場合、地理的に遠方の医療機関を受診することは、思春期の若年層にとって心理的・物理的な負担となる可能性があるため、相談しやすい体制の整備および県の相談窓口やカウンセリングセンター、医療機関の思春期外来など相談先の周知を進め、相談支援体制の一層の充実を図ることが望まれる。	悩みを抱える若い世代が適切に相談窓口につながるよう、県公式ＳＮＳやデジタルサイネージにより、「プレコンセプションケア相談センター埼玉ぷれたま」の周知を行った。 また、令和８年３月に県内市町村に対し、各自治体が所有するＳＮＳアカウント等での相談窓口周知依頼を行うとともに、国が作成するホームページ「はじめようプレコンセプションケア」の周知依頼を行うことで、自治体の相談窓口や相談対応が可能な医療機関に関する周知を行った。	対応済み	健康長寿課

監査テーマ：子育て支援の充実に関する事業の管理及び財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項　目	概　　要			
新ウェルカムベイビープロジェクト事業費 【３５６ページ】	【意見８９】不妊・不育症検査費助成事業については、令和７年度においては埼玉県内の全ての市町村で実施しているが、当制度の維持に向けて埼玉県として、引き続き支援を行うべきである 　不妊・不育症検査費助成事業について、不妊症の検査費用の助成制度は埼玉県内の全ての市町村が実施している一方で、不育症検査費用の助成制度は、監査対象の令和６年度では、嵐山町のみ未実施であった。これについて、担当課の確認によれば、令和７年度から嵐山町でも不育症検査費用の助成を開始し、令和７年度においては、全ての市町村で不妊症・不育症検査費用の助成制度が実施されているとのことであった。不育症は適切な検査と治療が重要であり、早期の検査支援は当事者にとって心理的・経済的負担の軽減につながる。したがって、埼玉県としては、引き続き埼玉県内の全ての市町村での実施が維持されるように支援を行い、制度実施の環境を整備していくことが望ましい。	令和８年度も「不妊・不育症検査費助成事業」により、不妊症・不育症検査費用の助成制度を継続し実施している。	対応済み	健康長寿課
新ウェルカムベイビープロジェクト事業費 【３５６ページ】	【意見９０】プレコンセプションケア普及啓発事業の県民向け公開講座については、幅広い広報やコンテンツの検討、他の成功事例の研究等、参加人数を増加させるための取組を実施すべきである。 　プレコンセプションケア普及啓発事業における県民向け公開講座は、令和７年度より実施されており、将来の妊娠・出産を見据えた健康管理に関する知識を広く県民に提供する貴重な機会である。参加者へのアンケート結果によれば、全員が「参考になった」と回答しており、将来妊娠を考えるカップルにとって有意義なものとなっていると考えられる。当該講座は県では各種媒体で広く県民に周知しているところである。 　しかしながら、現状では講座の定員１００名に対して実参加者数は１２ 名と少なく、普及啓発効果が十分に達成されているとは言い難い状況となっている。県民向け公開講座は、将来妊娠を考える若いカップルを対象としているため、そのような若年層が認知し、興味を持って参加できるようなものにする必要がある。したがって、各種媒体への幅広い発信や、対象者が興味を持てるようなコンテンツの検討、他の成功事例の研究等を行い、公開講座の参加者数を増加させ、より多くの県民がプレコンセプションケアに関する知識を得る機会の拡大につなげるべきである。	令和８年度の県民向け公開講座は企画段階であるが、実施にあたっては、医療機関や市町村等関係機関に対する周知のほか、県公式ＳＮＳや広報誌等を活用した幅広い広報を行うことで、参加者数　の増加を図っていく。 　対象者が講座を身近に感じてもらえるよう、プログラムに不妊治療当事者等による経験談などを盛り込み、県民の関心が高まるよう働き掛ける。	対応中	健康長寿課
新ウェルカムベイビープロジェクト事業費 【３５６ページ】	【意見９１】プレコンセプションケア普及啓発事業においては、女性だけでなく、男性も性や妊娠・出産に関する正しい知識を身に付け健康管理が行えるように、男性向けの啓発活動を適切に強化し事業を取り組むべきである。 　プレコンセプションケアにおいては、男女間で妊娠や出産に関する知識に差が存在することが指摘されている。一般に、女性は妊娠・出産の機会を通じ、基礎知識を得やすい環境にあるのに対し、男性は性に関する自身の健康管理への関心が低く、情報へのアクセスの機会が少ない傾向にある。また、男性においては、加齢や生活習慣による生殖機能の低下等の理解が十分とはいえず、不妊は女性側の問題と誤解するケースも見受けられる。このような理解不足は、不妊の予防や早期の健康管理を妨げ、結果として当事者の心理的・身体的・経済的負担を増大させるおそれがある。したがって、プレコンセプションケア普及啓発事業においては、性や妊娠・出産に関する健康管理を男女双方の課題として捉え、男性においても性や妊娠・出産に関する正しい知識を身に付け健康管理が行えるように、男性向けの啓発活動を適切に強化し事業を取り組むべきであると考える。	男性の不妊症について更なる周知を図るとともに、結婚や妊娠を考える世代の方を対象に、プレコンセプションケアのセミナーを開催し、男性不妊を含めた不妊症に関する情報や不妊検査費助成の周知を図っていく。	対応中	健康長寿課

監査テーマ：子育て支援の充実に関する事業の管理及び財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項　目	概　　要			
新ウェルカムベイビープロジェクト事業費 【３５７ページ】	【意見９２】埼玉県は、プレコンセプションケア普及啓発事業を引き続き強化していくとともに、県が一体となって、子育て環境の整備や経済的支援等を実施し、こどもを望む人が安心して妊娠・出産・子育てを行えるように、子育てに関する各部との連携体制をより一層強化すべきである。 新ウェルカムベイビープロジェクト事業においては、プレコンセプションケアの推進を通じ、若い世代に対する性や妊娠・出産に関する正しい知識を身に付け、妊娠を望む人が妊娠・出産を実現できるように支援することを目的としているが、実際の妊娠適齢期である２０代や３０代においては、学業や仕事の多忙期と重なるため、プレコンセプションケアによる知識啓発や健康管理だけでは十分とは言えない。学業や仕事と妊娠・出産を両立することができる社会環境の整備も重要となる。 また、子育てやこどもの教育に対しては金銭的負担も大きいことから、十分な子育てを行うための経済的基盤の確保も不可欠となる。 このように、こどもを望む人が実際にこどもを妊娠・出産し子育てを行っていくためには、新ウェルカムベイビープロジェクト事業のみならず、労働政策、教育施策、経済的支援施策等との連携が必要となる。 したがって、埼玉県は、プレコンセプションケア普及啓発事業により若い世代に性や妊娠・出産に関する正しい知識や健康管理の啓発活動を引き続き強化していくとともに、県が一体となって、子育て環境の整備や経済的支援等を実施し、こどもを望む人が安心して妊娠・出産・子育てを行えるように、子育てに関する各部との連携体制をより一層強化すべきであると考える。	関係団体や県の関係課を含むネットワーク会議や意見交換等を実施し、連携体制の強化に努めてまいる。	対応中	健康長寿課

監査テーマ：子育て支援の充実に関する事業の管理及び財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項　目	概　　要			
多様な働き方推進事業費 【３７７ページ】	【意見９３】就業規則の育児・介護休業法の遵守状況のチェックリストについて、法改正の施行に合わせて、タイムリーに見直すべきである。 多様な働き方実践企業認定制度における認定基準のⅡでは、育児・介護休業法を遵守した就業規則の整備が求められている。遵守状況の確認には、下記のチェックリストを使用しているが、令和７年１１月現在、当該チェックリストは、同法の令和４年改正時点の内容となっている。 令和７年度には４月１日と１０月１日を施行日とする改正が予定されていたが、急遽の適用や年度途中での変更は混乱をきたす恐れがあるため、令和８年度認定（受付）分から、最新の令和７年１０ 月改正（施行）の内容で就業規則の法令遵守状況をチェックすることとしている。 就業規則の育児・介護休業法の遵守状況のチェックリストは、法改正の施行に合わせて、タイムリーに見直すべきである。	「育児・介護休業法を遵守した就業規則の整備」については、令和８年度認定（４月１日以降受付分）から、令和７年１０月１日までに施行された最新の改正内容を反映しているか確認を行っている。 今後行われる法改正についても、施行時期に合わせて、混乱をきたさないよう配慮しつつ適時に確認事項の見直しを行っていく。	対応済み	雇用・人材戦略課
多様な働き方推進事業費 【３８１ページ】	【意見９４】多様な働き方実践企業の認定数について、企業に継続して働きかけることにより、純増となるようにすることが望ましい。 多様な働き方実践企業は、一度認定を受けると永続的に有効というわけではなく、５年ごとに更新が必要となる。更新時に、登録企業の２０２０～３０３０%が辞退してしまう現状があるため、継続して更新するように県が働き掛けをすることが重要であると考える。 また、厚生労働省の調査 によると、若年正社員の転職希望理由（複数回答）のうち、「賃金の条件がよい会社にかわりたい」が５９．９５９．９%、「労働時間・休日・休暇の条件がよい会社にかわりたい」が５０．０５０．０%と高い割合を占めており、若年層ではプライベートを充実させたいというニーズが増加しており、多様な働き方が可能な企業が多数存在し、若者が適正にマッチした企業を選択できる環境の整備が重要である。そのためにも、県が多様な働き方を推進する企業を支援し、登録企業の増加を図るべきである。	認定企業に対しては、月に２回メールマガジンを送信して企業の経営等に役立つ情報を提供するほか、更新１年前には更新の準備を促す連絡を行うなど、認定期間中も企業とのつながりを継続している。また、更新時期を迎えた企業には、県の担当者から更新の手続きを案内して、認定を継続するよう働き掛けを行っている。 令和８年度は、若年求職者が認定企業を訪問する機会を設け、求職者との直接の接点となる場を用意するなど、認定企業にとってメリットとなる施策を実施することにより、新規及び更新の認定取得を促すこととしている。	対応済み	雇用・人材戦略課
多様な働き方推進事業費 【３８１ページ】	【意見９５】令和７年の職場体験ツアーの動画が埼玉県ウェブサイトに掲載されていない。ツアーに参加できなかった高校生や、来年度の参加を検討している高校生のためにも、できるだけ早期に動画を掲載することが望ましい。 なお、令和６年の職場体験ツアーは県ウェブサイトに掲載されている。 上記は監査時点（令和７年１１月３０日現在）のものであるが、本意見を提示した後、掲載が行われ、現在（令和８年２月２２日時点）では下記のとおり、掲載されている。 なお、過年度の職場体験ツアーに参加し、ツアーを経て就職した方や、多様な働き方実践企業に就職した方へのインタビュー記事を掲載し、高校生に紹介することが望まれる。 しかし、現状では、過年度の職場体験ツアーに参加した者のうち、就職を予定している方は少なく、多くは進学している状況にある。将来的に自分に合った職業を探すきっかけとして活用しているケースが多いものと推察される。	令和７年度の職場体験ツアーの動画については、令和８年２月に県ウェブサイトに掲載済である。今後、同種の事案については、できるだけ早期に対応するよう努める。 なお、訪問企業には参加した生徒の個人情報を提供していないため、実際に就職に結びついたか否かを把握することは困難である。	対応済み	雇用・人材戦略課

監査テーマ：子育て支援の充実に関する事業の管理及び財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項　目	概　　要			
多様な働き方推進事業費 【３８３ページ】	【意見９６】多様な働き方実践企業の効果測定に当たり、評価指標として、多様な働き方実践企業への新規就職者数や、高校卒業後３年以内の若年者の採用者人数などを設定することが望ましい。 多様な働き方推進事業の評価指標として、多様な働き方実践企業への新規就職者数や、第２新卒など高校卒業後３年以内の者の採用者人数を把握することが望ましい。新卒で入社しても、企業とのミスマッチにより短期間で退職し、改めて就職活動を行う若者も多いからである。また、近年では経験者採用も増加していることから、経験者の採用人数を把握することも有益と思われる。一つの指標だけでは効果の実態把握に限界があるため、複数の指標を用いて多角的に分析することで、事業の効果の把握や改善につながるものと考えられる。	事業の効果を測定する評価指標として認定企業への就職者数等を把握することとした場合、県では直接に把握し得ない事項であることから認定企業への悉皆調査が必要となり、企業には毎年新たな事務負担が生じる一方、企業にとっての直接のメリットがないため実施は困難と考える。 複数指標による効果の実態把握としては、令和７年度から「認定制度を認知する県民(勤労世代)の割合」を追加の成果指標として設定しており、これにより多角的な分析が可能になるものと考えている。	その他	雇用・人材戦略課
多様な働き方推進事業費 【３８３ページ】	【意見９７】多様な働き方実践企業の認定を受けた企業に対し、登録情報の更新状況や毎年の新卒高校生の採用者数や離職者数などの情報をシステムに反映してもらう仕組みを検討することが望ましい。現行のオンラインシステムでは難しければ、「埼玉県企業ガイド」へ登録してもらい、情報入力をしてもらうことが望ましい。 当事業の効果を正確に測定するためにも、令和７年度から導入されているオンラインシステムを利用して、多様な働き方実践企業の認定を受けた企業に、登録情報の更新の有無や毎年の新卒高校生の採用者数や離職者数などの情報を入力してもらうことを検討することが望ましい。 現状のオンラインシステムは多様な働き方実践企業の申請受付を主な機能としており、採用者数などの入力機能を追加することが難しい状況にある。 そこで、「埼玉県企業ガイド」への登録を多様な働き方実践企業として行うことによって、高校生や大学生の方の就職活動の参考にしてもらうということを考えているとのこと。それゆえ、当該ガイドに登録してもらい、毎年の新卒高校生の採用者数などを入力してもらうことが望ましい。	認定企業に対しては、メールマガジンを通じて「埼玉県企業ガイド」の後継となる「AI(あい)たまキャリア」への登録を勧奨している。 また、就職予定の高校生と認定企業との出会いを創出する目的で行っている「高校生向け求人予定情報リストの配布」（翌春卒業予定の高校生の採用を予定している認定企業の情報を県立高校に提供する取組）に当たっては、令和８年度から、企業の応募時に「AI(あい)たまキャリア」への登録を必須とすることにより、サイトへの登録を誘導している。 ※「AI(あい)たまキャリア」…AIを活用し、県内就職に関心がある大学生や高校生等と県内企業のマッチングを支援するサイト。AIを活用したマッチング以外にも「業種」や「職種」、「各種認定状況」、「エリア」、「最寄り駅」などの条件で企業を検索することができるようになっており、一般的な企業検索サイトとしても利用可能。	対応済み	雇用・人材戦略課
多様な働き方推進事業費 【３８４ページ】	【意見９８】多様な働き方実践企業認定企業の紹介動画について、過年度のものなどアクセスしにくい状況が見受けられるため、改善することが望ましい。 多様な働き方実践企業を紹介する「多様な働き方体験ツアー」のレポート動画について、YouTube にアップロードされているが、関連企業のサイトから直接アクセスができないなど、アクセス方法が分かりにくい状況である。現状では、「多様な働き方体験ツアー」レポートの令和７年度のページに掲載されている「その他」のリンクから辿ることで過去の動画にアクセス可能となっている。 多くの県民に視聴してもらえるよう、県のウェブサイトなどに動画のリンクを明示的に掲載し、アクセスを簡便にすることが望ましい。	「多様な働き方実践企業」に関するＰＲ動画をまとめて視聴できるようにするため、令和８年３月に「埼玉版働き方改革ポータルサイト」の中に「動画で知る『多様な働き方実践企業』」のページを新たに作成した。 過去の「多様な働き方体験ツアー」のレポート動画についても、当該ページにYouTube動画を埋め込み、それぞれの動画に直接アクセスできるようにした。	対応済み	雇用・人材戦略課

監査テーマ：子育て支援の充実に関する事業の管理及び財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項　目	概　　要			
多様な働き方推進事業費 【３８４ページ】	【意見９９】認定企業の企業情報に変更が生じた場合は、企業より連絡があった際に速やかに修正対応を行うことが望ましい。 YouTubeにアップロードされている多様な働き方実践企業の紹介動画の概要欄に掲載されている企業のウェブサイトのリンクをクリックしてもアクセスができないケースがあった。全ての会社のリンク先を常時確認するのは現実的に困難であるため、掲載内容に変更があった場合には、県に連絡する体制を構築することを検討するべきと考える。また、アクセスできない場合の代替手段として、企業名検索を促す案内文を掲載することも有益と考えられる。	動画の概要欄に掲載している企業情報のリンク先URLは、県が管理している「多様な働き方実践企業検索サイト」の個別企業ページとなっている。令和７年度に検索サイトの改修を行った際に当該ページのURL(ディレクトリ)を変更したことからリンクが切れてしまったものであり、令和８年４月中にリンク先修正の手続きを行った。	対応済み	雇用・人材戦略課
働きやすい職場環境づくり支援事業費 【３９８ページ】	【意見１００】働き方改革セミナーについて、受講者数を増加させるため、評価指標として、受講者数を設定することが望ましい。 令和６年度にセミナーを６回実施し、延べ受講生は約３６０名、オンライン受講生は約１５００名であった。オンライン受講生については１申込で複数名が視聴しているケースもあり、実際の受講者数は１，５００名を大きく超えると考えられる。 セミナーの実施に、１，０００ 万円を超える費用がかかっているため、さらに受講者の増加が求められる。 今後は、研修雑誌などで宣伝し、目標受講者数を設定して、より多くの受講生に受講してもらうことが有効性の観点から望ましい。	当日参加者数の目標を各回１００名(４回で計４００名)に設定していることから、まずは、当日の歩留まりを考慮した事前申込者数の確保に努める。事前申込者数の推移を注視し、低迷している場合には、適時、ＳＮＳ等での更なる周知を行うこととする。 その上で、令和８年度は、アーカイブ配信も含めた目標受講者数を設定することにより、さらに多くの方に受講していただけるよう努めていく。	対応中	雇用・人材戦略課
働きやすい職場環境づくり支援事業費 【３９９ページ】	【意見１０１】働き方改革推進アドバイザー派遣について、労務管理や雇用管理で具体的にどのような支援をしたのか、多くの企業に共通して改善や支援を行った事項があれば、その内容の概要を県ウェブサイトなどで示すことが望ましい。 令和６年度の働き方改革推進アドバイザー派遣実績によると、支援テーマとして最も件数が多いのは労務管理や雇用管理である。具体的にどのような支援を行ったのか、多くの企業で共通した改善や支援内容があれば、要点をまとめて示すことも有意義であると考えられる。共通する支援内容を県のウェブサイト等で紹介することによる、より多くの企業の改善に役立つと考えられる。	令和８年２月に、「埼玉版働き方改革ポータルサイト」内の「企業へのアドバイザー派遣」のページに「支援事例」として労務管理や雇用管理に関する一般的なケースを掲載した。 また、代表的な支援内容をまとめたリーフレットである「働き方改革推進企業取組事例集」を年度毎に製作しており、令和７年度版までウェブサイトに掲載済である。	対応済み	雇用・人材戦略課

監査テーマ：子育て支援の充実に関する事業の管理及び財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項　目	概　　要			
学校におけるヤングケアラー支援事業 【４１１ページ】	【意見１０２】県は市町村ごとのヤングケアラーの人数を正確に把握できるようにするため、県内部の関係部署間、市町村との連携をさらに強化する必要がある。 令和２年及び３年の厚生労働省の調査によれば、周囲に困りごとを相談できていないヤングケアラーの割合は、小学６年生で７６．１％ 中学２ 年生で６７．７％ 高校２年生で６４．２％に上る。一方で、県や市町村は、周囲に困りごとを相談できていない小学、中学、高校生のヤングケアラーの人数、さらにはヤングケアラー自体の人数を十分に把握できていない。 その理由として、学校の教職員がヤングケアラーに該当する児童生徒の把握が困難であることや、児童生徒自身がヤングケアラーである自覚がない場合があることが挙げられる。このため、ヤングケアラーの正確な人数の把握は一定の困難が伴うが、県内の複数の市町村ではヤングケアラーの人数を把握し公表した実績がある。 ヤングケアラーの人数の把握は、その有無によって支援の度合いは変わり得ると考えられ、市町村によって支援状況が大きく異なっている可能性がある。よって、県は市町村ごとの学校を含めたヤングケアラーの人数を正確に把握できるよう、県内部の関係部署間、市町村との連携を強化していくことが必要である。	教育関係者と福祉関係者が一同に会する研修会などの機会を通じて、県福祉部と連携しながら、市町村の福祉部局や教育委員会に対し、ヤングケアラーの積極的な人数把握の実施について働き掛ける。	対応中	人権教育課
学校におけるヤングケアラー支援事業 【４１１ページ】	【意見１０３】県は相談窓口を積極的に案内するなど、ヤングケアラーが相談しやすい環境をさらに整えるべきである。 県は各小中高校におけるヤングケアラーに関する相談や支援の件数を把握しているが、ヤングケアラーの中には、児童生徒同士の気遣い等から学校における相談や支援を敬遠する児童生徒もいると考えられ、そのような児童生徒が県や市町村に相談するケースもあり得ると考えられる。そのため、県福祉部が設置している県の相談窓口や、市町村の相談窓口を積極的に案内するなど、ヤングケアラーが相談しやすい環境をさらに整えるべきと考える。	県福祉部と連携して、県や市町村で設置している電話やＳＮＳの相談窓口、福祉サービスについて市町村教育委員会や県立学校長を通じて、児童生徒へ周知するよう促す。 県が主催する各種研修会や校内研修などを通して、学校において児童生徒が相談しやすい環境づくりを進めるとともに、受けた相談を適切に福祉機関につなぎ、福祉機関と連携して支援できる校内支援体制を確立していく。	対応中	人権教育課
学校におけるヤングケアラー支援事業 【４１１ページ】	【意見１０４】県は、各学校においてヤングケアラーの周知が十分に行われるような措置がとられているか確認すべきである。 県は、児童生徒がヤングケアラーを正しく理解できるよう「ヤングケアラーハンドブック」を児童生徒に対して冊子等で配布している。しかしながら、市町村で実施されたヤングケアラーに関する講習会の児童生徒のアンケートでは、ヤングケアラーという言葉を初めて知ったという児童生徒が多い結果となっており、ヤングケアラーの周知はまだ不十分な面があると言わざるを得ない結果となっている。 よって、児童生徒自身がヤングケアラーに該当することに気付かない事態を防ぐためにも、ヤングケアラー自体の周知が十分行われるような措置を講じるべきである。例えば、ヤングケアラーハンドブックは小学校４年生を対象として紙面で配布されているが、その他の学年にも内容を周知することや、児童生徒が当該ハンドブックを読まずに廃棄していないか、教員による当該ハンドブックの説明が実施されたか等を、学校を通じて確認すべきである。	県福祉部が作成する「ヤングケアラーハンドブック」について、配布対象以外の学年についても活用するよう、市町村教育委員会や県立学校長へ働き掛けるとともに、ヤングケアラーハンドブック活用資料を県が主催する各種研修会で教職員へ周知し、授業での積極的な活用を促す。 今後、ヤングケアラーの周知状況について、県が実施している調査などを活用して確認していく。	対応中	人権教育課

監査テーマ：子育て支援の充実に関する事業の管理及び財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項　目	概　　要			
学校におけるヤングケアラー支援事業 【４１２ページ】	【意見１０５】ヤングケアラーに関する研修当日にやむを得ず欠席した教職員に対しても、動画視聴等の研修を受けられる機会を確保するべきである。 県は、自走式ヤングケアラーサポートクラスにおいて、実施校や地域、生徒の実態に合ったヤングケアラー支援の取組として、教職員向けの研修を実施している。しかしながら、業務の都合等によりやむを得ず欠席した教職員が当該研修をあらためて受講する機会が十分に確保されていない。そのため、このような教職員に対しても、県職員が行う研修動画を作成・提供する等、動画視聴等の研修を受けられる機会を確保するべきである。	県職員による教職員向けの研修動画を作成し、欠席した教職員が、動画視聴にて改めて研修を受けられるようにする。	対応中	人権教育課
性の多様性を尊重した教育推進事業 【４２３ページ】	【意見１０６】県は、教職員が生徒に対して研修内容のフィードバックを実施したか確認すべきである。 当該事業として実施された教職員向けの研修は、性の多様性に関する教職員の理解を深めるとともに、児童生徒から相談があった場合の対応力を向上させることを目的としている。そのため、研修を受けた教職員及び生徒の理解度が高まることが重要であるが、県は研修を受けた教職員が生徒へフィードバックをしたかについては確認していない。そのため、県は教職員に対してどの程度生徒に対してフィードバックをしたかを確認し、仮に十分ではない場合には外部機関と協議の上、生徒に研修内容の趣旨が浸透するように努める必要があると考える。さらに、実際に行われた研修の対象は主に教職員向けに実施されているものが多かったが、生徒向けに実施されたものもある。生徒の理解度が深まることが教育上重要であると考えられることから、今後、生徒の参加機会を増やすことができるように県は学校に働き掛けることが望ましいと考える。	令和８年度に当該事業の教職員向け研修会を実施する学校に対して、児童生徒へのフィードバックを実施するよう働き掛ける。 また、これらの学校については、県が実施している調査などを活用して、児童生徒へのフィードバックの状況を確認する。 さらに、令和８年度の人権教育指導計画において、性の多様性に関する指導を計画している県立学校を中心に、生徒向け講演会の実施を働き掛ける。	対応中	人権教育課
性の多様性を尊重した教育推進事業 【４２３ページ】	【意見１０７】県は、他県の担当者等と交流するなどの機会を設け、取り入れられる有益な取組の有無を確認すべきである。 当該事業の目的である性の多様性を尊重した教育の推進について、県は国や他県ウェブサイト等の閲覧により情報収集に努めているが、取組を行っている他県や市町村に対して具体的な調査や十分な協議は実施していない。そのため、他県の担当者と直接交流するなどの機会をつくり、他県の取組状況を確認し、取り入れられる有益な取組の有無を確認すべきと考える。	各県の人権教育担当者が集まる会議や研修などにおいて、他県の取組状況について調査し、情報交換を行う。	対応中	人権教育課
人権教育推進事業 【４３１ページ】	【意見１０８】県は人権教育実践報告会の成果がフィードバックされ浸透するように周知の方法を検討すべきである。 人権教育実践報告会が４地区５会場で開催されており、県立の高等学校等の教職員等が参加しているが、協議会において実践報告・意見交換をした後に学校にフィードバックをしているかについて、県は確認を行っていない。当該実践報告会は、学校において教職員及び児童生徒が、人権尊重の重要性を深く理解し、具体的な教育・啓発活動の実践について研究・協議することを目的としており、その意義も非常に重要であるため、学校において当該研究の成果がフィードバックされ浸透するよう、県として周知の方法を検討することが必要と考えられる。	人権教育実践報告会参加者へ、関係職員へ研修内容を広く周知・啓発を図るようお願いをする。 人権教育課及び各教育事務所のホームページに人権教育実践報告会の概要や提案資料を掲載する。	対応中	人権教育課

監査テーマ：子育て支援の充実に関する事業の管理及び財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項　目	概　　要			
人権教育推進事業 【４３２ページ】	【意見１０９】県は、各受講者の感想や要望を集約し、有益と考えられる情報にまとめ、事後的に受講者にフィードバックすることで、意見交換と同様の効果が発揮されるように努めるべきである。 教職員等人権教育研修が小中学校長等に対して開催されているが、教職員の負担軽減のためオンデマンド形式での視聴となっている。オンデマンド形式はいつでも視聴可能であるが、研修参加者同士の意見交換などができない。そのため、研修の受講は受け身になりがちになると考えられ、教職員同士による研修結果を受けた実践報告・意見交換はされていない。研修の実践報告の機会や意見交換は教職員の意識向上のため非常に有益であるが、実際に対面式での開催は教職員の業務負担の観点から困難と考えられる。そのため、県は、各受講者の感想や要望を集約し、有益と考えられる情報にまとめ、事後的に受講者にフィードバックすることで、意見交換と同様の効果が発揮されるように努めるべきである。	研修会終了後に全受講者が回答するアンケート結果（感想・要望等）を集約し、全学校にフィードバックする。	対応中	人権教育課
人権教育推進事業 【４３２ページ】	【意見１１０】県は、人権教育の推進を県として定めた人権感覚育成プログラムの高校での活用率が改善するように努めるべきである。 県は、子どもたちが人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚を育成することを主な目的として「人権感覚育成プログラム」を作成し、県内の学校教育の場で活用している。また、県は、第４期埼玉県教育振興基本計画において、「人権感覚育成プログラム」を活用した参加体験型学習を実施した学校の割合を、令和１０年度までに１００％にする施策指標を示している。しかしながら、当該プログラムの高校での活用率が低く、これは、一部の高校において人権教育全体計画及び人権教育年間指導計画に人権感覚育成プログラムの活用が明確に位置付けられていないことや、当該プログラムの内容が多岐にわたっていることから、効果的な活用方法を学校がイメージできていない可能性が考えられるとのことである。そのため、当該プログラムの高校での活用率を改善するために、当該プログラムが十分に位置付けられていない高校に対し、直接働き掛けを行うとともに、教職員に対してシンプルかつ理解しやすい説明を行い、当該プログラムを周知させていくことが必要と考えられる。なお、県は、令和７年度から「校種別人権感覚育成プログラム一覧表」や「校種別おすすめプログラム」の資料を作成し、研修等で周知しているとのことである。	各種研修会で「校種別人権感覚育成プログラム一覧表」や「人権感覚育成プログラム おすすめプログラム」の資料を用いて広く周知する。 高等学校での活用率をさらに高めるため、令和７年度に活用しなかった学校については実施できなかった理由を確認するとともに、令和８年度の確実な実施に向けて直接働きかけを行う。	対応中	人権教育課
共生社会の形成に向けた特別支援教育推進事業 【４３９ページ】	【意見１１１】特別支援学校教諭免許状保有率について、早急に目標値である９５％を達成するようにすることが望ましい。 現状は特別支援学校の平均免許状保有率が７９．４％に留まっている。特別支援学校教諭免許状は特別支援教育の内容の質を担保するものであるため、早急に目標値である９５％の保有率を達成するようにすることが望ましい。	特別支援学校教諭免許状保有率の向上を図るため、本県で開講している「免許法認定講習（特別支援教育）」について、令和８年度夏期（７月、８月）及び冬期（１１月、１２月、１月）に実施する講座の定員を合計１００名分拡大することとした。	対応済み	特別支援教育課

監査テーマ：子育て支援の充実に関する事業の管理及び財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項　目	概　　要			
いじめ・不登校対策相談事業 【４４４ページ】	【意見１１２】スクールカウンセラー（ＳＣ）関係者への理解促進活動が不十分であるため、各学校がＳＣの職務について十分な周知活動を行っているかどうか調査し、実態を把握するとともに、周知活動の促進を行うことが望ましい。 埼玉県では、スクールカウンセラー活用指針（以下「ＳＣ活用指針」という。）を設けて、いじめ・不登校等の児童生徒が抱える問題の解決や軽減のために、「心の専門家」として、教職員へのコンサルテーション、教職員研修における助言・援助、児童生徒・保護者へのカウンセリング、いじめ防止対策推進法に係る学校におけるいじめ防止等の対策に関する業務を行っている。ＳＣ活用指針では「２ 教職員 生徒・保護者への周知」として、ＳＣの配置が決まり次第、できるだけ早い時期に生徒・保護者に紹介する、全校集会等で紹介し相談日・相談方法等を知らせる、保護者に学校通信等で相談日・相談方法等を周知する、などＳＣの受け入れ態勢に関する詳細な規定が設けられている。 しかし、県担当者に教職員・生徒・保護者への周知活動がどの程度行われているかを確認したところ、基本的には関係者への文書による通知のみであり、実際に学年通信への記載が行われているかどうかなど実態の把握が行われていない状況であった。 なお、県内の一部の小中学校の学年通信・学校通信はネット上で閲覧可能であり、監査人がサンプルで調査したところ、ＳＣの紹介に言及している通信は確認できなかった。 ＳＣの認知度については、比較的近時の調査であっても半数以上の関係者が「知らなかった」あるいは「来ている認識がなかった」と回答している報告も存在し、ＳＣの関係者への認知度の浸透は制度を適切に運用するための根幹となる事項であるといえる。したがって、県は各学校がＳＣの職務について十分な周知活動を行っているかどうか調査し、実態を把握するとともに、周知活動の促進を行うことが望ましい。	現在実施している「ＳＣ活動状況調査」に周知方法など調査項目を追加し、学校におけるＳＣの職務の周知活動の実態を把握する。 また、引き続き、ＳＣの職務の周知活動の実施について、市町村教育委員会事務担当者や教育相談を担当する教員向け研修会などにおいて周知し、さらなる促進をしていく。	対応済み	生徒指導課
いじめ・不登校対策相談事業 【４４５ページ】	【意見１１３】ＳＣの受け入れ態勢がＳＣ活用指針に則っているかどうかの実態把握が不十分であるため、実態把握を行い、対応が不十分な学校には随時指導することが望ましい。 ＳＣ活用指針では、県ＳＣの席を設けること、相談場所としての相談室等を確保すること、県ＳＣのロッカー、靴箱、駐車スペース等を確保することなど、ＳＣの受け入れ態勢に関する詳細な規定が設けられている。 この点について、県担当者にＳＣの活動場所の徹底が図られているかを確認したところ、基本的には関係者への文書の通知がされているのみであり、ＳＣのための席や適切な相談室が設けられているかなど実態の把握が行われていない状況であった。ＳＣの席や相談室等の設置は、ＳＣが職務を円滑に遂行するために必要なものであるため、県でも実態を把握し対応が不十分な学校には随時指導することが望ましい。 なお、今回の報告書ではＳＣの周知活動と受入れ態勢について言及したが、ＳＣ活用指針の他の項目やＳＳＷの受入れに関しても同様の対応が必要である。ＳＣ活用指針、ＳＳＷ活用ハンドブックを作成して終わりではなくて、作成した指針がルールに従って実際に正しく運用されているか県としてもある程度確認していくことが望ましい。	現在実施している「ＳＣ活動状況調査」に態勢の確保に関する調査項目を追加し、学校におけるＳＣの受け入れ態勢を把握する。 また、引き続き受入れ態勢が確保されるよう、市町村教育委員会事務担当者や教育相談を担当する教員向け研修会などにおいて周知するとともに、調査結果から不十分な学校があれば、市町村教育委員会と連携して対応していく。	対応済み	生徒指導課

監査テーマ：子育て支援の充実に関する事業の管理及び財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項　目	概　　要			
いじめ・不登校対策相談事業 【４４５ページ】	【意見１１４】ＳＣの勤務体制について、学校で発生する生徒に係る様々な悩みに関して、継続的な問題対応や迅速な問題解決を図るためにも、先ずは小学校は月１回１日、中学校は週１回に統一することが望ましい。将来的には週５日常時にＳＣが配置される「常駐型（あるいは常勤型）」の導入が望ましい。 令和６年度におけるＳＣの配置について県担当者に確認したところ、以下の通りであった。 配置状況にやや差が見られ、公立小学校の多くは月１回１日の配置が行われているが、１１３校は月１回半日であった。公立中学校は１３０校が週１回の配置が行われているが、２２５校は隔週１日という状況であった。よって、小学校は月１回１日、中学校は週１回に統一することが望ましい。 また、埼玉県におけるＳＣの勤務体制は、月あるいは週に数日勤務する、全国的に多い「一般形（常駐・常勤でない場合を指す。）」と呼ばれるものに該当するが、この方法では継続的な問題対応や迅速な問題解決が困難であるとの指摘があり、そのため将来的には週５日常時にＳＣが配置される「常駐型（あるいは常勤型）」の導入が望ましい。	現在、配置拡充の効果について検証・検討を行っているところであり、今後については、その結果を踏まえて必要な配置について検討していく。また、国に対して常勤化に関する検討を進めるよう要望を行っていく。	対応済み	生徒指導課
ネットトラブルサイト監視事業 【４４８ページ】	【意見１１５】ネット監視パトロールの告知については紙やデータでの配布やウェブサイトへの掲載だけでは必ずしも十分でないため、教育委員会のＳＮＳ等を活用するなど、若年層に訴求力のある方法を採用することが望ましい。 生徒・児童に対するネット監視パトロールの告知については、委託業者が「ネットトラブル注意報」を毎月１回作成し、県ウェブサイトに掲載している。また、県は例年２月末から３月初旬にかけて、高等学校入学許可候補者及び保護者に向けて、ネット監視パトロールに関する啓発資料（チラシ）を配布している(県立高校の入学者数と教職員分を合わせて約４７，４８０枚を配布)。 しかし、ネット監視パトロールの告知については、紙での配布だけでは必ずしも十分でないため、教育委員会のＳＮＳ等を活用するなど、より若年層に訴求力がある方法を採用することが望ましい。	インターネットを介したトラブルの深刻化防止のため、サイト監視業務により、問題のある書き込みを早期に発見し、学校に早期対応を促していた。 しかし、閉じられたネット空間での書き込みについては、サイト監視業務で網羅的に把握することは難しく、問題のある書き込みの発見も一部に留まっていた。 こうした状況を踏まえると、委託業者によるネットパトロールに頼るのではなく、ネットトラブル未然防止のための取組を強化することが重要である。 これらのことから、サイト監視業務は令和７年度末をもって廃止することとした。 なお、児童生徒や保護者、県民等が発見した問題のある投稿について、県教育委員会や学校が早期に把握し、適切に対処するため、県のホームページに設置していた通報窓口については継続する。（令和８年４月）	対応済み	生徒指導課

監査テーマ：子育て支援の充実に関する事業の管理及び財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項　目	概　　要			
ネットトラブルサイト監視事業 【４４９ページ】	【意見１１６】ネットトラブル監視事業のネットいじめへの対策としての有効性について、あらためて検討することが望ましい。 　ネットトラブル監視事業は、ネットいじめやネットトラブルに早期に対応することで問題の深刻化を防ぐ仕組みを構築すると謳っている。しかし、埼玉県においていじめ認知件数は毎年大幅に増大しているにもかかわらず、ネットトラブル監視事業委託者からの報告される「いじめ・誹謗中傷」の削除依頼数は、近年は十数件程度で推移している。 　・いじめ認知件数：２０１９年、２３,２６１件→２０２３年、３６,０３１件 　・ネットトラブル監視事業「いじめ・誹謗中傷」認知件数：２０１９年、６５件→２０２３年、１３件 　また、「令和５年度 埼玉県公立学校における児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について」によれば、いじめ発見のきっかけにおいてネットトラブル監視事業によって発見がされたという言及もない。 　以上のことを総合的に判断すると、ネットトラブル監視事業のネットいじめに対する抑止力は極めて限定的であるといわざるを得ない。 　ネット監視パトロールの存在自体がネットトラブルの抑止力となる可能性はあるが、それはネット監視パトロールによっていじめの発見の尾端がある程度発見できていることが前提である。しかし、現状ではネット監視パトロール自体の有効性が極めて低い状況であり、これは大きな問題である。 　したがって、ネットトラブル監視事業のネットいじめへの対策としての有効性について、あらためて検討を行うことが望ましい。	インターネットを介したトラブルの深刻化防止のため、サイト監視業務により、問題のある書き込みを早期に発見し、学校に早期対応を促していた。 　しかし、閉じられたネット空間での書き込みについては、サイト監視業務で網羅的に把握することは難しく、問題のある書き込みの発見も一部に留まっていた。 　こうした状況を踏まえると、委託業者によるネットパトロールに頼るのではなく、ネットトラブル未然防止のための取組を強化することが重要である。 　これらのことから、サイト監視業務は令和７年度末をもって廃止することとした。 　なお、児童生徒や保護者、県民等が発見した問題のある投稿について、県教育委員会や学校が早期に把握し、適切に対処するため、県のホームページに設置していた通報窓口については継続する。（令和８年４月）	対応済み	生徒指導課